

— 第2次 安曇野市 男女共同参画計画 —
(平成25年度～平成29年度)

ウィズ安曇野プラン

安曇野市

はじめに

男女共同参画社会は、人権が尊重され、男女がともに個性と能力を発揮できる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

わが国では、日本国憲法の「個人の尊重」と「法の下での平等」の原則のもと、性別による固定的な役割分担の是正や人権侵害の防止のための取り組みが進むとともに、男女共同参画のまちづくりが徐々に根づいてきました。

長野県では、昭和 50 年代から男女共同参画をめざした地域密着型の取り組みがされてきました。安曇野市においても、合併前の各地域で「女性の自立」に向けた学習を中心に精力的な活動が展開され、合併後の平成 20 年 3 月に策定した「安曇野市男女共同参画計画」に基づき、各施策を進めてまいりました。

市では、平成 23 年度に男女共同参画に関するアンケート調査を実施いたしました。職場や家庭での男女共同参画が進んだという評価もある一方で、男性優位の社会通念・慣行・しきたりが依然、改善されていないといった状況も明らかになりました。

このため、市では、平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間として、政策目標や重点プロジェクト、数値目標等を掲げ、市民、地域、行政の協働により推進していく「第 2 次安曇野市男女共同参画計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みはもちろん、市民の皆様、各種団体や事業者の皆様などによる、自らの課題としての主体的、積極的な取り組みが何よりも重要です。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました安曇野市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、ご意見ご助言をいただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月



安曇野市長 宮澤 宗弘

〔目 次〕

第1章 策定の背景	1
第1節 計画策定の目的.....	2
第2節 計画の位置づけと期間.....	3
第3節 社会動向.....	4
第1項 国連の動向.....	4
第2項 国の動向.....	6
第3項 長野県の動向.....	8
第4項 安曇野市の動向.....	10
第4節 市の概要.....	11
第1項 人口.....	11
第2項 就業構造.....	13
第5節 市民の意識・事業所の状況.....	15
第1項 市民の意識.....	15
第2項 事業所の状況.....	19
第2章 基本的な方向	21
第1節 基本理念.....	22
第2節 めざす社会像.....	23
第3節 政策目標.....	23
〔政策目標1〕 男女共同参画を学ぼう.....	23
〔政策目標2〕 仕事と生活を調和させよう.....	23
〔政策目標3〕 安心して暮らせる地域を創ろう.....	23
〔政策目標4〕 推進するしくみを強化しよう.....	23
第4節 施策の体系.....	24
第3章 重点プロジェクト	25
〔重点プロジェクト1〕 若い世代への男女共同参画の普及.....	26
〔重点プロジェクト2〕 DV等の人権侵害の防止.....	27
〔重点プロジェクト3〕 地域の支え合い力の強化.....	28
第4章 分野別施策の展開	29
〔政策目標1〕 男女共同参画を学ぼう <啓発・教育>.....	30
〔主要施策1〕 啓発活動の推進.....	30
〔主要施策2〕 人権・男女共同参画教育の推進.....	32
〔政策目標2〕 仕事と生活を調和させよう <雇用・子育て支援>.....	35
〔主要施策3〕 男女共同参画の職場づくり.....	35

〔主要施策4〕 自営業での男女共同参画の推進	37
〔主要施策5〕 子育て支援の充実	38
〔主要施策6〕 地域活動への参加の促進	39
〔政策目標3〕 安心して暮らせる地域を創ろう <支え合い・交流>	40
〔主要施策7〕 男女共同参画の視点に立った防災体制の強化	40
〔主要施策8〕 DV・虐待等の人権侵害への対応	41
〔主要施策9〕 健康への支援	44
〔主要施策10〕 医療・介護・福祉の充実	46
〔主要施策11〕 国際交流・多文化共生の推進	48
〔政策目標4〕 推進するしくみを強化しよう <推進体制>	49
〔主要施策12〕 組織の意思決定における積極的改善措置の推進	49
〔主要施策13〕 地域の推進体制の強化促進	51
〔主要施策14〕 市の推進体制の強化	53
第5章 数値目標	55
1 数値目標設定の前提	56
2 数値目標	56
参考資料	59
安曇野市男女共同参画推進条例	60
法制度や国際会議の年表	63
策定の経過	65

第4章
.....
別施策

第5章
.....
数値

第1章
.....
策定の背景

第2章
.....
な方向

第3章
.....
ロジエ

第1節 計画策定の目的

男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

このため、国際婦人年（昭和50年）を皮切りに、「女子差別撤廃条約」（昭和55年）、「男女雇用機会均等法」（昭和60年）、「男女共同参画社会基本法」（平成11年）など、全国・世界で男女共同参画施策が進められ、社会は徐々に変革してきました。

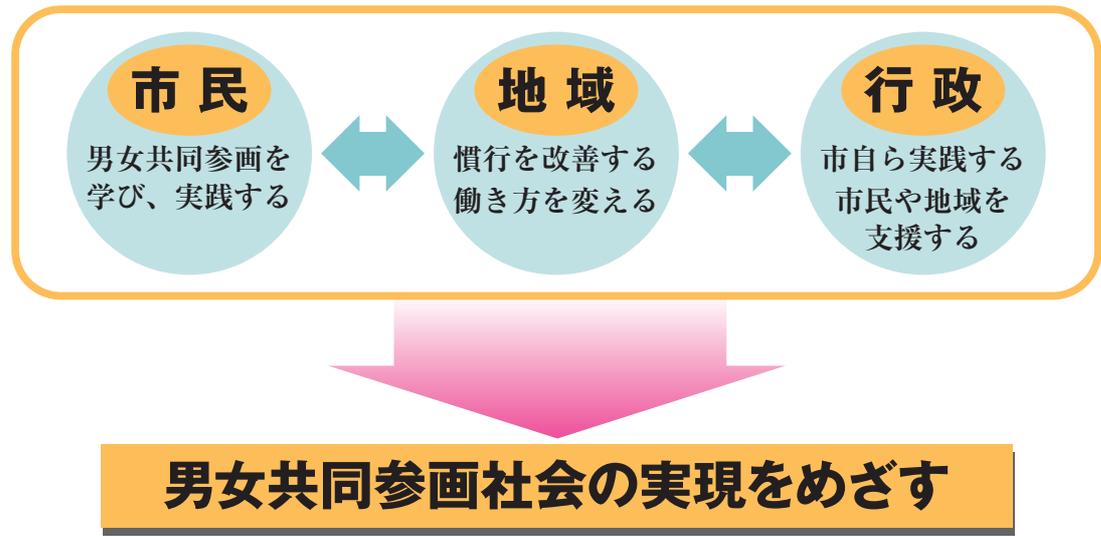
本市においても、合併前から各町村で男女共同参画施策に取り組むとともに、合併後は「安曇野市男女共同参画計画」の策定、「安曇野市男女共同参画推進条例」の制定、「男女共同参画フォーラム」の開催など、各種施策を総合的に推進してきました。

しかし、依然、社会には、「女のくせに」「男だから」といった固定的な性別役割分担意識や偏見、差別が残っており、女性が自分らしく生きることが阻害されたり、嫌がらせ（ハラスメント）、暴力などの社会問題も生じています。

この解消のためには、市民一人ひとりが、男女共同参画を身近なものに感じ、その重要性を理解し、日々の生活の中で、自分にできる取り組みを着実に実践していくことが重要であるとともに、市民、企業や地域の団体、学校、行政が協働で男女共同参画を推進していくことが必要です。

「第2次安曇野市男女共同参画計画」は、こうした観点に立ち、現行計画が期間終了を迎えるに伴い、本市の男女共同参画をめぐる現状と課題を整理し、本市がめざすべき目標を明らかにした上で、今後5年間に市民、地域、行政が役割分担しながら取り組むべき施策を体系的に掲げ、効果的に推進していくための指針として策定します。

男女共同参画推進のための市民・地域・行政の役割



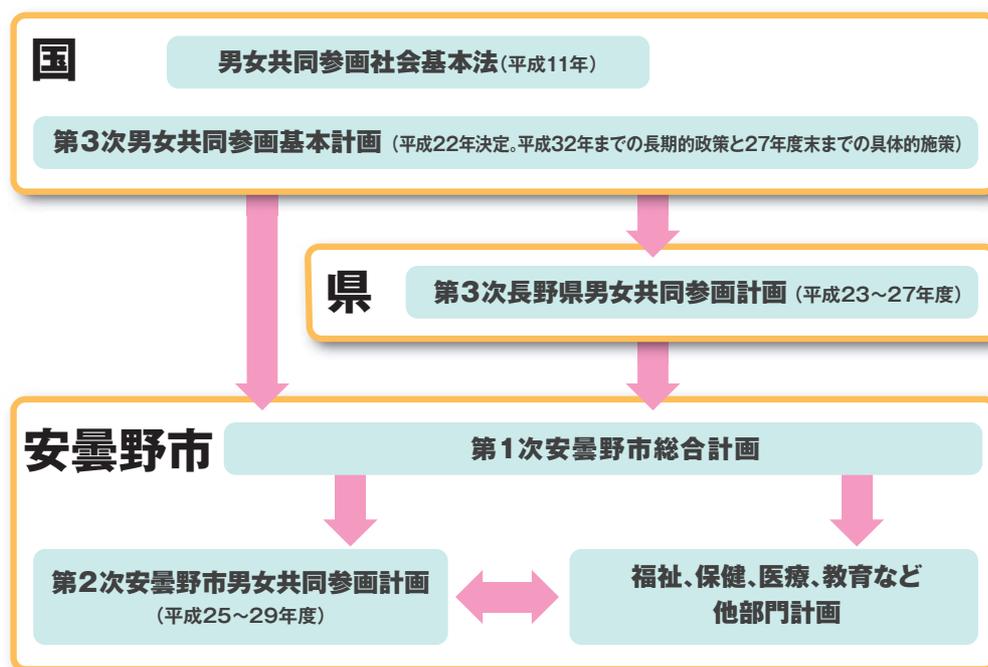
第2節 計画の位置づけと期間

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画基本計画です。市民・事業所へのアンケート調査、市内の男女共同参画推進団体・推進者等へのヒアリング調査等により、市民・事業所のニーズを把握し、国の「第3次男女共同参画基本計画」をはじめ、国・県・市の関連計画との整合を図りつつ、策定します。

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の推進状況等により、必要に応じ見直しを行います。

なお、本計画のうち第3章〔重点プロジェクト2〕「DV等の人権侵害の防止」及び第4章〔政策目標3〕〔主要施策8〕「DV・虐待等の人権侵害への対応」に関する施策は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」第2条第3項に基づく本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」と位置付けています。

国・県・市の関連計画



計画の愛称について



※安曇野市では、男女共同参画を、市民、地域、行政が協働で進めていくことが重要と考えています。そこで、市民の皆様にも本計画に親しみを持っていただくために、本計画の愛称（サブタイトル）を「ウィズ安曇野プラン」といたします。

第3節 社会動向

男女共同参画は、世界共通の課題であり、国際連合で採択される条約や宣言を中心に世界が動いてきました。

今後の安曇野市の男女共同参画施策を考える上で、国連の動向や、それを受けたわが国の動向をふまえる必要があるため、以下に掲載します。

第1項 国連の動向

1 国際婦人年、国連婦人の10年、第1回世界女性会議

「ウーマン・リブ運動」と称した女性の地位向上を求める社会運動が高まったのを受け、国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」と位置づけるとともに、「第1回世界女性会議」が開催され、「世界行動計画」が採択されました。

その後、国連の世界女性会議は、第1回会議の5年後に第2回（コペンハーゲン会議）が、その5年後に第3回（ナイロビ会議）が、その10年後に第4回（北京会議）が開催されています。

2 女子差別撤廃条約

昭和54年（1979年）の第34回国連総会において、「女子差別撤廃条約」が採択され、わが国では昭和60年（1985年）に「男女雇用機会均等法」を整備するとともに、同条約を批准しました。

この「女子差別撤廃条約」の実施に関して、締約国に対し、提案や勧告等を行うために、国連に「女子差別撤廃委員会」が設置されています。

「女子差別撤廃条約」は、形式的な平等を保障するにとどまらず、実質的平等の実現を締約国に求める規範として進化を遂げてきたことに特徴があり、平成16年（2004年）の「女子差別撤廃委員会」の「一般的勧告25」では、差別是正のための「暫定的特別措置」が締約国の義務であるとの見解が示されており、これが、今日、締結国であるわが国と地方自治体が「積極的改善措置」を行わなければならないおもとの規範であると位置づけられます。

3 ナイロビ将来戦略

「国連婦人の10年」の最終年である昭和60年（1985年）に、第3回世界女性会議（ナイロビ世界会議）で「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

「ナイロビ将来戦略」では、「国連婦人の10年」のテーマの継続が再確認されるとともに、国際的に初めて大きく打ち出された「政策決定の場への女性の参画」など、実際上の男女平等を実現するための具体的な372項目が位置づけられました。

平成2年（1990年）には、「国連婦人の地位委員会」が設置されている「経済社会理事会」において、この「ナイロビ将来戦略」の実施の速度を速めるための勧告が各国に出されました。

4 第4回世界女性会議、北京宣言、北京行動綱領

平成7年（1995年）の「第4回世界女性会議」では、今日、世界各国の男女共同参画の指針としての役割を担っている「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」では、女性の地位の向上と*エンパワメントを達成するために、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人權」、「女性とメディア」など12の重大問題領域が掲げられ、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の促進」、「女性に対する暴力の根絶」、「意思決定・政策立案過程への女性の参画の促進」などの戦略目標が提起されました。

*【エンパワメント】自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力を発揮し、行動していくこと。

5 女性2000年会議、ミレニアム開発目標

「第4回世界女性会議」から5年後の平成12年（2000年）に、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「北京宣言」と「北京行動綱領」の実施状況の評価等が行われ、「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

同じ年、「国連ミレニアム・サミット」では、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合して「ミレニアム開発目標」とし、重要目標8項目が示されました。そのうちの「目標3」が「*ジェンダーの平等と女性の地位向上」で、教育の機会や職場等における男女格差の是正が重要課題と位置づけられました。

*【ジェンダー】「生まれつきの生物学的性別」に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

6 北京+10、北京+15

「北京宣言」と「北京行動綱領」、「ミレニアム開発目標」の採択で一定の成果をみたことや、テロの多発化など国際情勢を背景に、平成17年（2005年）、平成22年（2010年）の国連の女性会議は、「世界女性会議」ではなく、毎年開催の「国連婦人の地位委員会」の内容を拡大する形で実施されています。それぞれ、「北京+10（ペキン・プラス・テン）」、「北京+15（ペキン・プラス・フィフティーン）」と呼ばれています。

「北京+15」では、国連機関の強化が話し合わせ、平成23年（2011年）には「国連婦人開発基金」、「ジェンダー問題事務総長特別顧問室」、「女性の地位向上部」、「国際婦人調査訓練研修所」の4機関が統合し、「国連女性機関（UN Women）」の発足が実現しています。

第2項 国の動向

1 国際婦人年、国内行動計画策定、女子差別撤廃条約批准

昭和50年（1975年）の「国際婦人年」に、わが国では、総理府内に「婦人問題企画推進本部」を設置するとともに、昭和52年（1977年）には、「国内行動計画」を策定しました。

昭和56年（1981年）には、国内行動計画後期重点目標を決定し、民法（配偶者の相続分の引上げ）、国籍法、戸籍法（国籍取得の際の父母両系平等主義の採用）、国民年金法（女性の年金権の確立）などの改正や、男女雇用機会均等法の制定など法制度の整備を進め、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

2 新国内行動計画策定

「ナイロビ将来戦略」を受けて、昭和62年（1987年）に男女共同参加型社会システムの形成をめざす「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

この計画は、平成3年（1991年）に改定され、より積極的な意味を持たせるために「参加」が「参画」に改められました。

3 男女共同参画推進本部設置、2000年プラン策定

平成6年（1994年）に、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」、内閣総理大臣の諮問機関「男女共同参画審議会」などが設置され、国の推進体制の強化が図られました。

「北京宣言」と「北京行動綱領」を受けて、平成8年（1996年）には「男女共同参画2000年プラン」が策定されるとともに、平成9年（1997年）には男女雇用機会均等法が大幅に改正されました（募集・採用・昇進等の差別禁止、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）、セクシュアル・ハラスメント防止措置、母性保護）。

4 男女共同参画社会基本法施行、男女共同参画基本計画策定

平成11年（1999年）、「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年（2001年）には、中央省庁等改革に伴い、「男女共同参画室」が「男女共同参画局」に格上げされるとともに、関係閣僚や民間有識者による「男女共同参画会議」が設置されました。また、同じ年、「配偶者暴力防止法」が施行されています。

5 第2次男女共同参画基本計画策定

平成17年（2005年）に、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「女性のチャレンジ支援」など10の重点的事項が盛り込まれるとともに、「平成32年（2020年）までに指導的地位に立つ女性の割合を少なくとも30%程度に」という数値目標も盛り込まれました。

この計画は、「少子化社会対策基本法」・「次世代育成支援対策推進法」が施行された直後に策定されたものであり、「男性も含めた働き方の見直し」をキーワードとした、就業や子育て支援分野を中心とした男女共同参画の推進による少子化対策も強調されています。

6 第3次男女共同参画基本計画策定

平成22年（2010年）に、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、第2次計画の10の重点的事項に「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」や「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」など5つの分野が新設されました。

この計画は、平成19年（2007年）に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を受けて、男性にとっての男女共同参画が一層強調されるとともに、「女性の貧困」、「配偶者暴力」、「外国人女性の困難」などの諸問題への対策の強化が大きく取り上げられています。

7 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解

平成23年（2011年）7月、国連の「女子差別撤廃委員会」は、日本の女子差別撤廃条約実施状況に関する第6回目の報告を審議し、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいないことを指摘する最終見解を示しました。

特に、平成10年（1998年）に国連「自由権規約委員会」から、平成15年（2003年）に「女子差別撤廃委員会」から、平成22年（2010年）に国連「人権理事会」から是正を勧告されている民法上の差別規定に関し、改めて「男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性のみ課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、選択的夫婦別氏制度の採用を内容とする民法改正のために早急な対策を講じること」を求められています。

この問題については、これまでも法制審議会で改正を是とする答申が出され、立法に向けた動きが何度もありましたが、伝統的な家族の規範を崩壊させる懸念からの反対も多く、論争が続いている状況です。

策定の背景

第3項 長野県の動向

1 福祉婦人係の設置、長野県婦人行動計画策定、長野県婦人総合センターの設置

国際婦人年を背景に、昭和52年（1977年）、男女共同参画を担当する組織として、社会部労政課に「福祉婦人係」が設置されるとともに、同年、副知事を会長とし関係機関で構成する「長野県婦人問題協議会」が設置されました。また、昭和53年（1978年）、官民一体の推進団体として、「長野県婦人問題県民会議」が発足しました。

また、昭和59年（1984年）、婦人問題を総合的に推進する拠点として、岡谷市に全国で5番目となる「長野県婦人総合センター」（長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」の前身）を設置しました。

2 7次にわたる男女共同参画計画の策定

男女共同参画に関する県計画については、「長野県婦人行動計画」（昭和55～60年度）が策定されたのち、「新長野県婦人行動計画」（昭和61～平成2年度）、「さわやか信州女性プラン」（平成3～7年度）、「信州女性プラン21」（平成8～12年度）、「パートナーシップながの21（長野県男女共同参画計画）」（平成13～17年度）、「第2次長野県男女共同参画計画」（平成18～22年度）、「第3次長野県男女共同参画計画」（平成23～27年度）と、5年おきに策定、推進されてきました。

3 男女共同参画社会づくり条例の制定等

男女共同参画社会基本法施行などを受け、平成13年（2001年）、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置されました。

また、平成14年（2002年）に、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されるとともに、翌年には、同条例に基づく「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進指導委員」が設置されました。

4 農に生きる男女共同参画プラン

長野県では、農村女性の社会参画、女性の能力が十分に発揮できる農村社会の実現が大きなテーマです。

全国の先駆けとなった「長野県農村女性プラン」（平成3～7年度）を皮切りに、「新長野県農村女性プラン」（平成8～12年度）、「農に生きる男女共同参画プラン」（平成13～17年度）、新「農に生きる男女共同参画プラン」（平成20年度～平成24年度）と4次にわたり、農村女性プランを策定、推進しています。

平成4年（1992年）からは、農業振興・男女共同参画推進の実践的女性リーダーを「農村生活マイスター」として認定する制度も開始し、認定者は平成23年度末には800名を超えています。

5 長野県男女共同参画推進県民会議

昭和53年（1978年）に発足した「長野県婦人問題県民会議」は名称を、平成4年（1992年）に「長野県女性問題県民会議」と、平成13年（2001年）に「長野県男女共同参画推進県民会議」と改め現在に至りますが、今日まで、「長野県男女共同参画フェスティバル」や地域集会、部会活動、調査活動等を実施し、男女共同参画の推進役として活動を続けています。

【参考】「ジェンダー・ギャップ指数」（男女格差を測る指数）の国際比較

非営利財団の「世界経済フォーラム」は毎年、経済、教育、健康、政治の4分野のデータから、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」を発表しており、2012年（平成24年）の日本は135か国中101位と低い順位になっています。これは、政治分野や経済分野における男女差が大きいためであり、これらの分野の一層の男女共同参画が必要です。

「ジェンダー・ギャップ指数」の各国比較

2012年の順位	国名	総合スコア	内訳				2011年の順位
			経済活動の参加と機会のスコア	教育のスコア	健康と生存のスコア	政治への関与のスコア	
1	アイスランド	0.86	0.75	1.00	0.97	0.73	1
13	ドイツ	0.76	0.74	0.98	0.98	0.35	11
22	アメリカ	0.74	0.81	1.00	0.98	0.16	17
57	フランス	0.70	0.67	1.00	0.98	0.15	48
69	中国	0.69	0.68	0.98	0.93	0.15	61
101	日本	0.65	0.58	0.99	0.98	0.07	98
108	韓国	0.64	0.51	0.96	0.97	0.10	107

※スコアは、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。



第4項 安曇野市の動向

1 合併前の状況

合併前の各町村においても、国際婦人年を契機に、婦人会や生活改善グループなど、地域団体の女性部や、女性団体による、女性の地位向上に向けた啓発・学習活動が活発化していきました。

国連や政府レベルで法制度が整備されていく中で、市町村での課題は、就業、家事など日常生活での男女共同参画であり、とりわけ、「農村女性の自立」が地域の大きな課題でした。このため、法制度等の啓発・学習活動に加え、農産物加工や都市農村交流など、地域資源を活用した多様な実践活動が行われてきました。

平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法の施行を受け、男女共同参画施策を推進する気運が高まり、平成14年（2002年）から平成15年（2003年）にかけて、各町村では、男女共同参画計画の策定や男女共同参画推進団体の結成が進みました。

2 合併後の状況

平成17年（2005年）10月1日に、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町が合併して安曇野市が誕生しました。

男女共同参画施策は、合併前の各町村の取り組みを継承して進められていましたが、平成20年3月に「安曇野市男女共同参画計画」を策定するとともに、同年12月には「安曇野市男女共同参画推進条例」を制定し、審議会、庁内推進本部、各男女共同参画推進団体の連絡協議会など、全市的な推進体制を整え、「男女共同参画フォーラム」や「男女共同参画講座」など、新たな取り組みも進めてきました。

特に、安曇野市では、男女共同参画コミュニケーターを中心に、「男女共同参画かるた」や「ペープサート劇」が創作されて各種の学習会などで繰り返し実践されるなど、男女共同参画という難しいテーマを市民にわかりやすく啓発していく取り組みが行われています。

また、平成22年4月には、人権尊重課を人権男女共同参画課に改組し、庁内の推進体制を強化しています。

本市の男女共同参画推進団体の活動内容（平成23年度）

団体名	延べ参加者数	主な活動内容
豊科各種団体等連絡協議会	380人	理事会 運営委員会 学習会 男性の料理教室 研修会 視察研修 市内研修 総会・講演会
男女共同参画会議ほたか	421人	視察研修 ミニ学習会 ペープサート劇 男性のための料理教室 会報発行 アレチウリ駆除活動と懇親会 糖尿病予防講演会 運営委員会
三郷男女共生いきいき会議	212人	学習会 視察研修 活動発表会 料理講座 理事会等・総会
堀金男女共生さわやか推進会議	169人	役員研修 総会・講演会 県地域フォーラム参加 料理教室 地域づくりフォーラム ペープサート劇
明科男女共生ネットワーク	210人	役員研修 講演会等 我が家の味大集合、草もち豆づくり研修会（共催事業） 地域イベント時啓発活動

第4節 市の概要

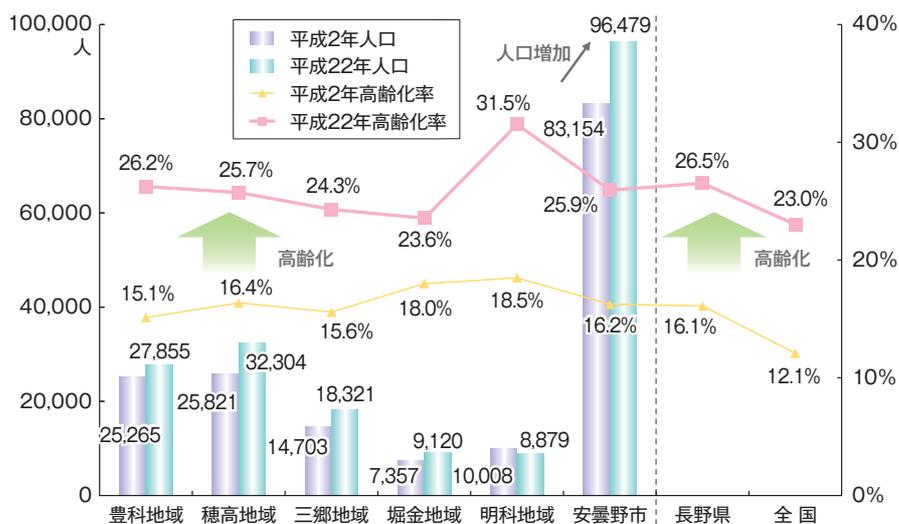
第1項 人口

1 総人口、高齢化率

平成22年国勢調査によると、安曇野市の総人口は約96,000人で、企業の進出等によりこの20年で約13,000人増加していますが、今後はこれまでのような人口流入は期待しにくく、わが国が人口減少時代を迎える中、本市においても人口は減少に転じていくものと考えられます。また、平成22年の高齢化率は25.9%となっており、県平均よりはやや低いものの、全国平均を約3ポイント上回っています。高齢化はこの20年で約10ポイント上昇しており、今後はさらに上昇すると予想されます。

こうした人口構造の変化から、これまで以上に、地域で安心して住み続けられるまちづくりを進める必要性が高まっていると言えます。

安曇野市の人口・高齢化率

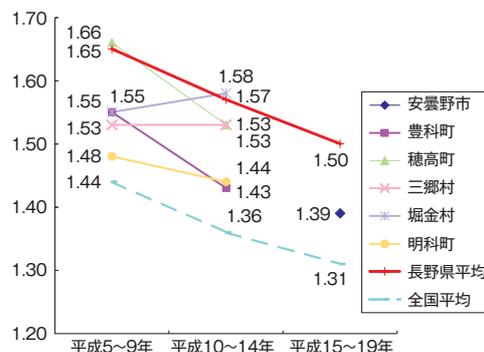


2 合計特殊出生率

厚生労働省人口動態統計によると、安曇野市の平成15～19年の合計特殊出生率は1.39で、全国平均の1.31は上回っていますが、長野県平均の1.50を下回っています。

合計特殊出生率は一貫して減少傾向にあり、それを増加に転じさせる施策の一つとして、男女共同参画の促進が期待されます。

合計特殊出生率の推移

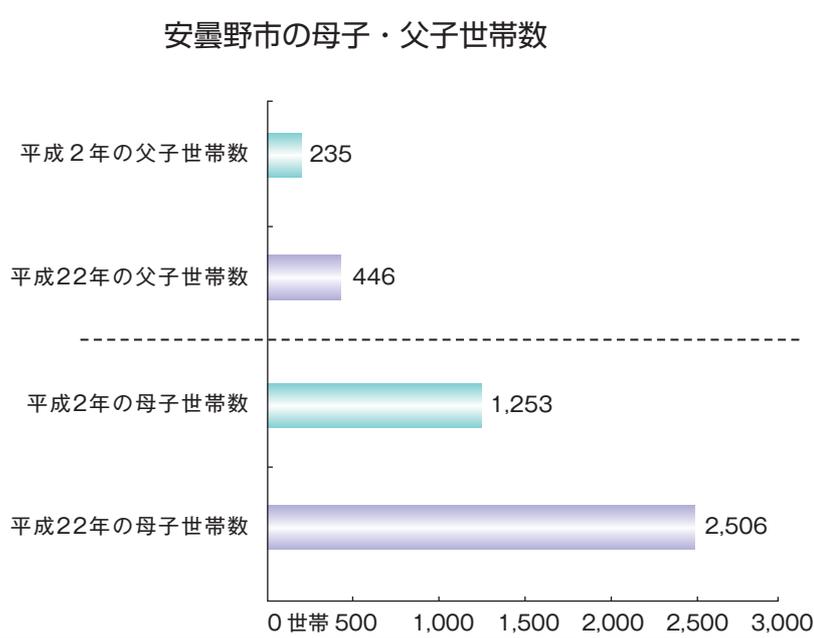
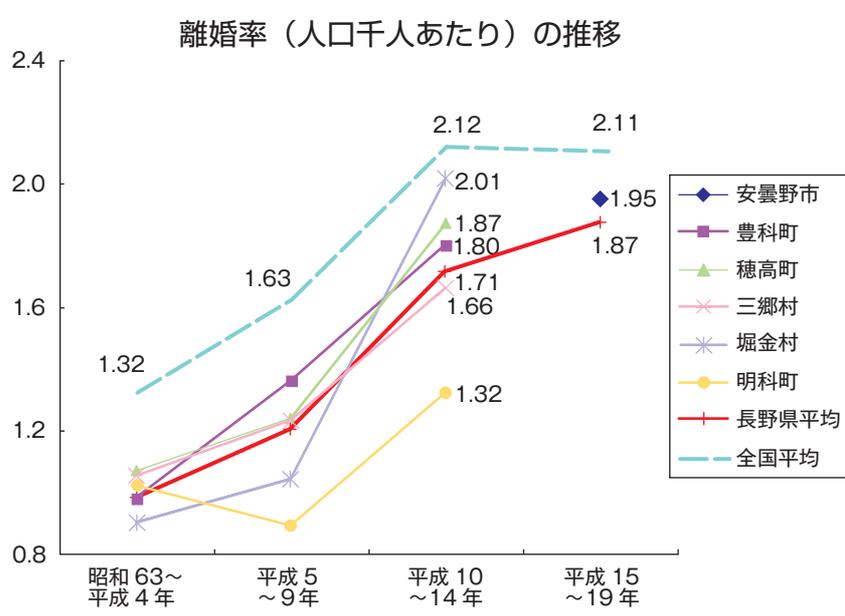


3 離婚率、母子・父子世帯数

厚生労働省人口動態統計によると、安曇野市の平成15～19年の離婚率は、人口千人あたり1.95人で、全国平均より低く、長野県平均よりは高くなっています。この20年間で約2倍に増えています。

一方、平成22年国勢調査によると、安曇野市の母子世帯数は2,506世帯、父子世帯数は446世帯で、ともに、過去20年間に約2倍に増加しています。

離婚率の上昇は、同時に女性の社会進出や個人の自由意志を尊重する社会の形成の結果でもあり、一概に否定すべきではないと考えられますが、有子離婚の場合、子どもの養育への影響があるとともに、再就職の困難さが低所得をまねく構造もあり、男女共同参画施策の視点に立った各種の公的な支援の重要性が高まっていると言えます。



第2項 就業構造

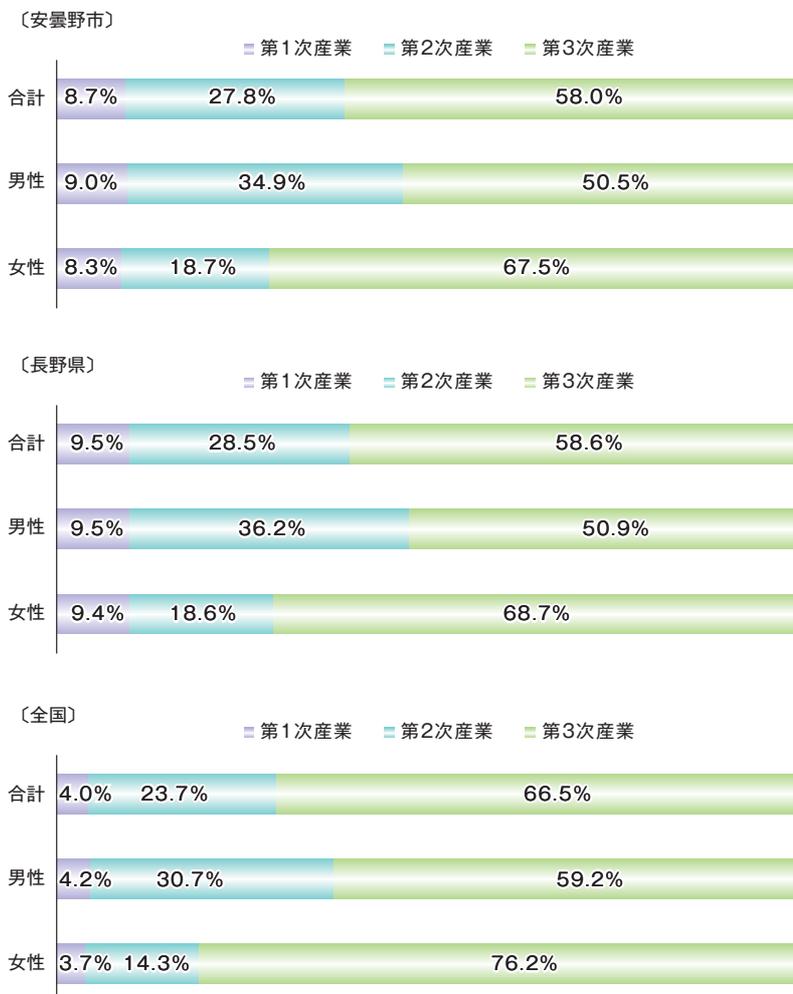
1 産業別就業割合

平成22年国勢調査によると、安曇野市の女性の産業別就業割合は、第1次産業が8.3%、第2次産業が18.7%、第3次産業が67.5%となっており、第3次産業の就業割合が男性を大きく上回っています。

全国平均と比べると、第1次産業、第2次産業の就業割合が高く、長野県平均と比べるとほぼ同じような就業割合となっています。

安曇野市や長野県では、農業や製造業などで働く女性の就労環境等について考えていく必要性が全国より大きいと言えます。

産業別就業割合



2 女性の年代別就業率

平成22年国勢調査で、安曇野市の女性の年代別就業率をみると、20代から50代までの各年代ともに7~8割前後あり、県平均とほぼ同程度ですが、全国平均を1割程度上回っています。

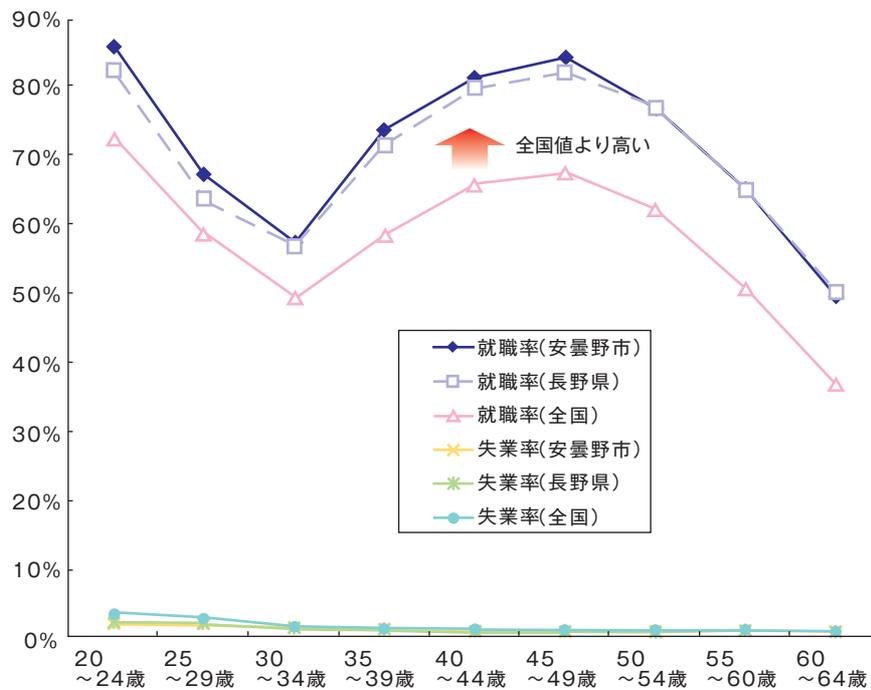
このグラフは、わが国では、妊娠・出産期に就業率が低下することにより、その年代でくぼみができて「M字型」を描くことが広く知られていますが、この20年間に、そのくぼみが緩和され、欧米諸国の「フラット型」に近づいています。

しかし、近年のわが国の場合、それは、妊娠・出産期の継続就業によるフラット化ではなく、雇用環境の悪化や高学歴化、モラトリアム（先延ばし）志向などによる20~24歳の就業率の低下と、晩婚・非婚化などによる30~34歳の就業率の上昇が招いた

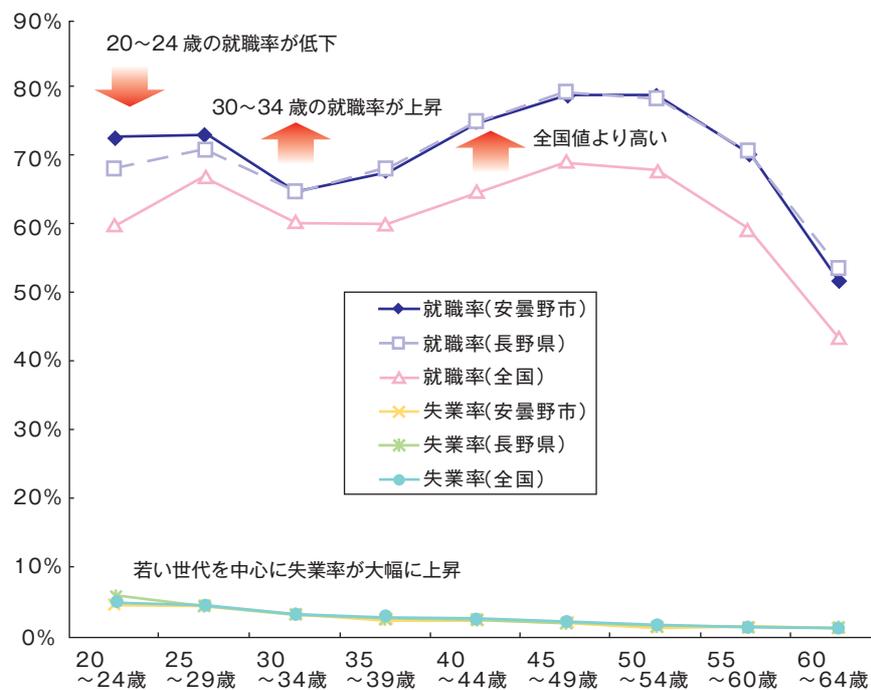
フラット化であり、男女共同参画の観点に加え、雇用環境の観点から問題をとらえていく必要があります。

女性の年齢別就業率・失業率

(平成2年)



(平成22年)



第5節 市民の意識・事業所の状況

本計画の策定に向けて、平成23年度に「男女共同参画に関する安曇野市市民意識調査」（回答者数1,131）と「安曇野市男女共同参画社会に向けての事業所アンケート」（回答事業所数52）を実施しました。

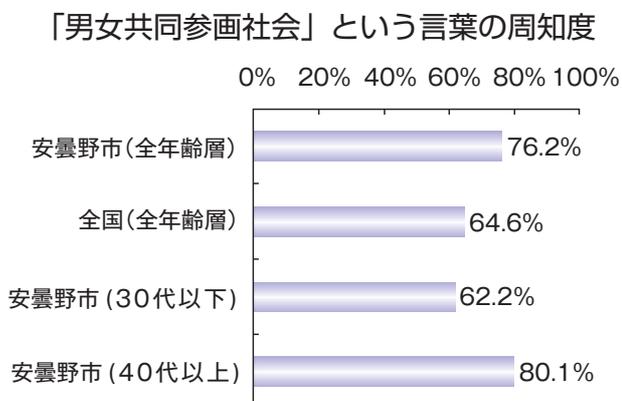
その概要は以下の通りです。なお、全国値は平成21年度の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」に拠ります。

第1項 市民の意識

1 「男女共同参画社会」という言葉の周知度

「男女共同参画社会」という言葉の周知度（知っている＋聞いたことがある）は、安曇野市は76%で全国値の65%を上回っています。

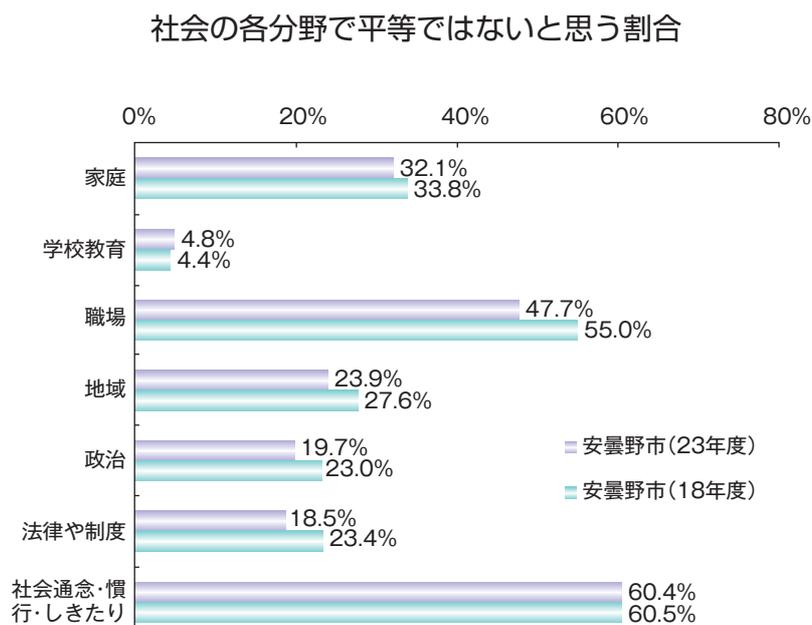
しかし、40代以上が80%と高いのに対し、30代以下では62%と2割近い差があります。



2 社会の各分野で平等ではないと思う割合

社会の各分野で平等ではないと思う割合は、平成23年度で、「社会通念・慣行・しきたり」が60%、「職場」が48%、「家庭」が32%などとなっています。

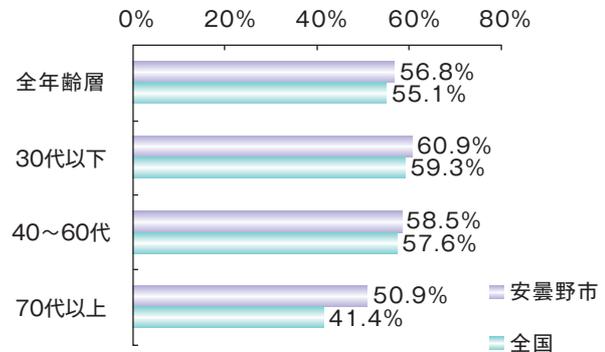
多くの項目で平成18年度の調査結果より、よい結果となっていますが、平等ではないと思う割合が高い項目について、今後も一層の男女平等化を図っていく必要があります。



3 「男は仕事、女は家庭」という考え方への意見

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成か反対かをたずねたところ、「反対」（「あまり好ましくない」を含む）は57%と半数を超えており、全国平均とほぼ同程度となっています。一般に、高齢層ほど、性別役割分担意識が強いと言われており、このアンケート結果でも、70代以上で「反対」の割合が低くなっていますが、この層の安曇野市の「反対」の割合は全国平均を約10ポイント上回っており、男女共同参画意識の高さがうかがわれます。

「男は仕事、女は家庭」に反対と思う割合



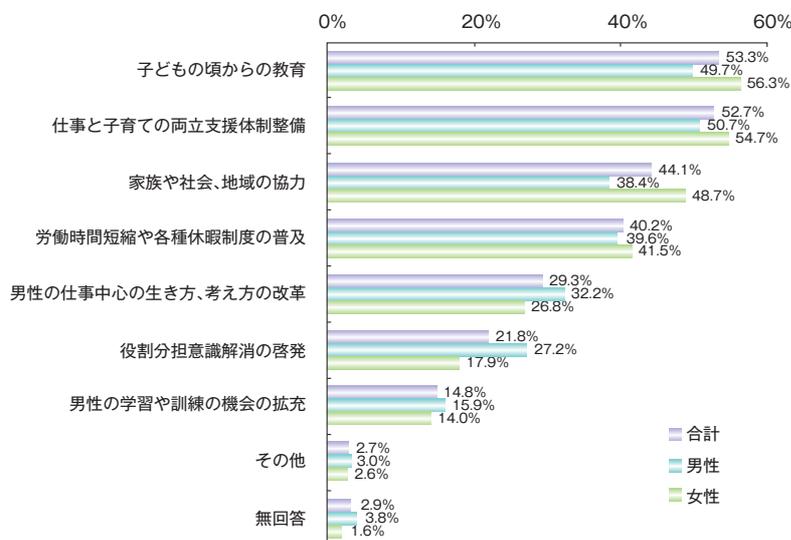
4 男性が家事などにもっと関わっていくために必要なこと

男性の家事・育児・介護への一層の参画が求められる中で、そのために必要な施策を複数回答でたずねたところ、「子どもの頃からの教育」と「仕事と子育ての両立支援体制整備」がともに5割強で最も割合が高くなっています。

保育サービスなど子育て支援策を充実させることと同時に、男女共同参画教育を推進していくことが、家庭での男女共同参画のために重要であると市民は考えています。

また、「仕事と子育ての両立支援体制整備」や「家族や社会、地域の協力」など、実践的改善の項目で女性の方が男性より割合が高い一方で、「男性の仕事中心の生き方、考え方の改革」、「役割分担意識解消の啓発」といった理念的改革の項目で男性の方が割合が高くなっています。

男性が家事・育児・介護に関わっていくために必要なこと



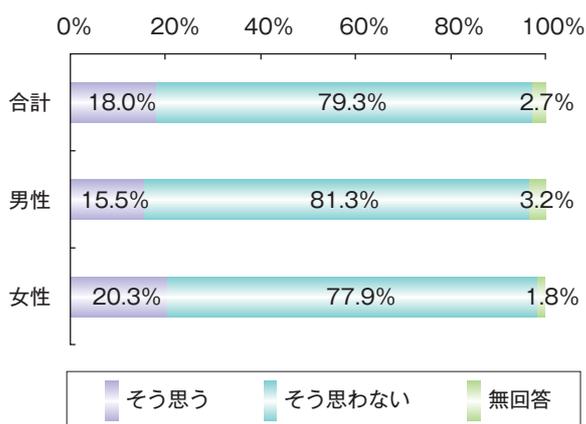
5 家庭や地域での慣行に対する考え

家庭や地域での慣行について、「そう思う」、「そう思わない」の割合を比較したところ、「そう思う」は、①「子どものしつけや教育は母親の責任」という項目では18%で、②「経済的に豊かならば、妻は専業主婦がよい」では34%、③「自治会など団体の代表者は、男性がなったほうがよい」では39%、④「行事や酒席で女性が台所を引き受けるのは当然」では38%でした。いずれも、家庭や地域での性別役割分担にとらわれない「そう思わない」が過半を占めていますが、伝統的な性別役割分担を尊重すべきという意見もあります。

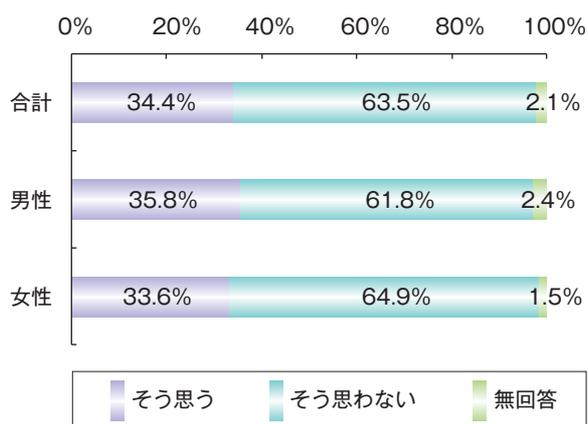
また、家庭での慣行に関する①②は男女差があまりないのに対し、地域での慣行に対する③④では、女性の方が、「そう思う」、すなわち伝統的な性別役割分担を肯定する割合が高くなっています。男女同権に対する女性自身の消極的な気持ちが表れていると考えられることから、女性自身が社会的な役職等を積極的にやろうという気持ちを醸成していくことも課題と言えます。

家庭や地域での慣行に対する考え

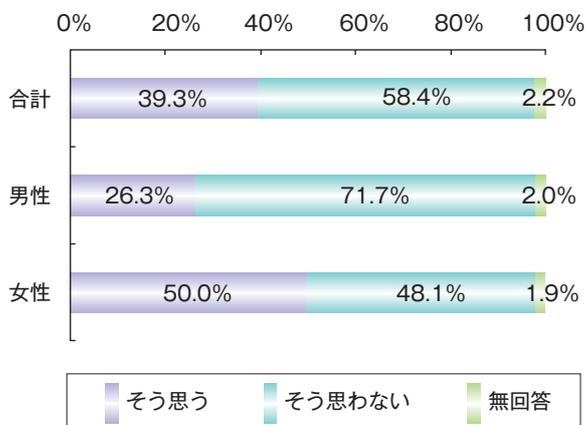
①「子どものしつけや教育は母親の責任」



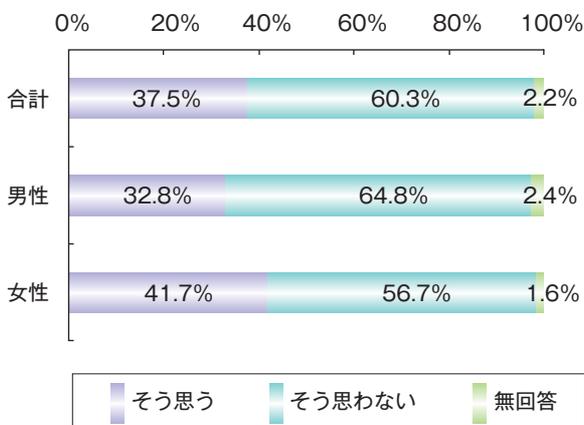
②「経済的に豊かならば、妻は専業主婦がよい」



③「自治会など団体の代表者は、男性がなったほうがよい」



④「行事や酒席で女性が台所を引き受けるのは当然」



※本計画書では、アンケート調査での「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計を「そう思う」と、アンケート調査での「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計を「そう思わない」と再定義している。

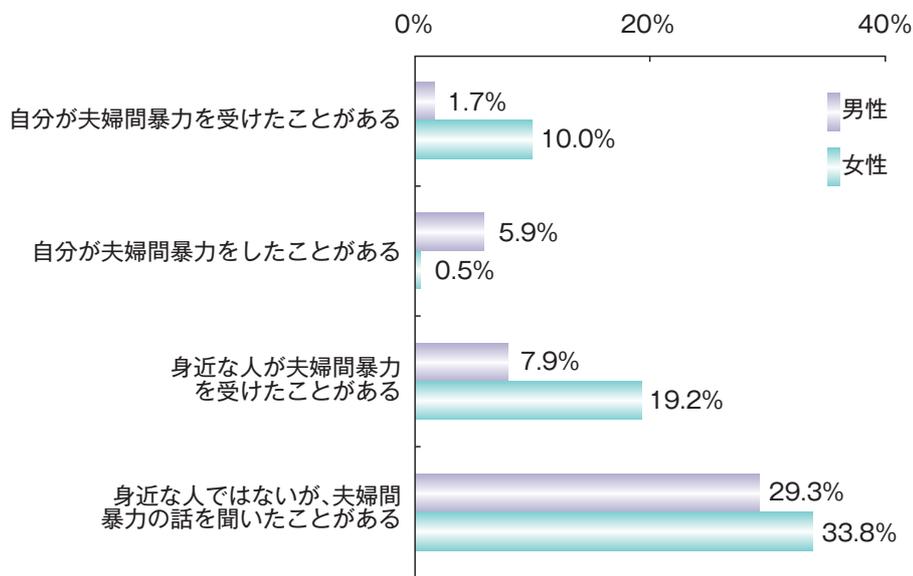
6 夫婦間暴力の経験の有無

夫婦間暴力の経験の有無については、「受けたことがある」は女性で10.0%、男性で1.7%、「自分がしたことがある」は男性で5.9%、女性で0.5%となっています。

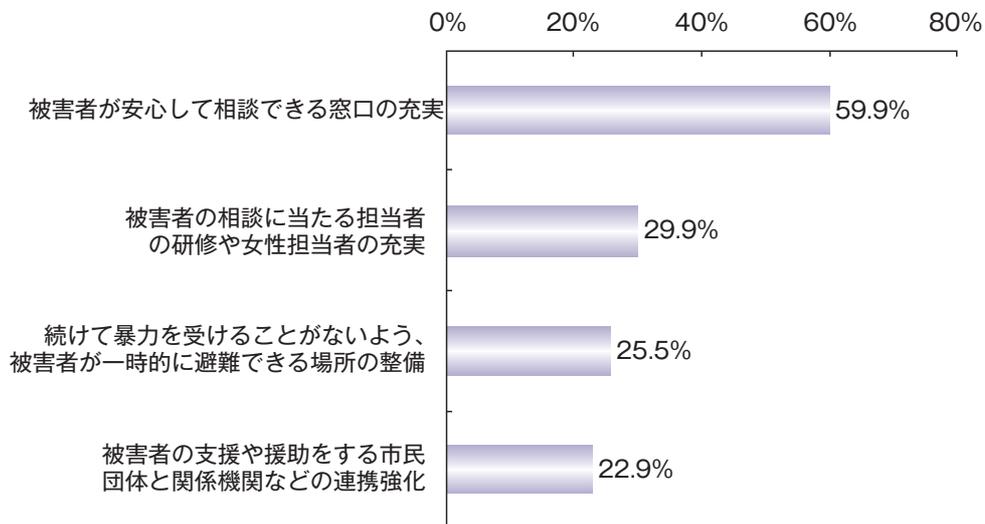
「受けたことがある」女性と「自分がしたことがある」男性の割合には約4ポイントの差があり、また、女性から男性についても差はあり、夫婦間暴力は、行った側と受けた側で、暴力かどうかの認識に違いがあると考えられます。

女性に対する暴力への対策として必要なことについては、「被害者が安心して相談できる窓口の充実」が最も高い割合となっており、「被害者の相談に当たる担当者の研修や女性担当者の充実」が次いで高くなっています。こうした取り組みを進めていくことが必要です。

夫婦間暴力の経験の有無



女性に対する暴力への対策として必要なこと（10項目中上位4位まで表記）



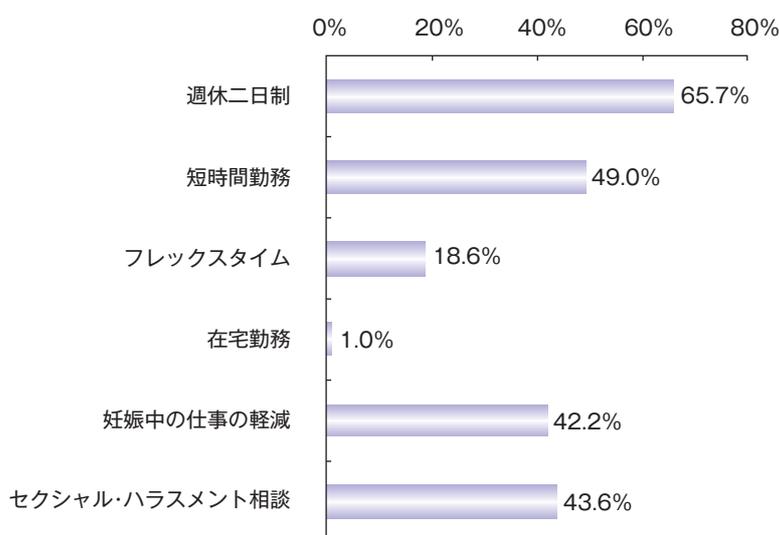
第2項 事業所の状況

1 各種福利厚生制度の有無

事業所アンケートによると、各種福利厚生制度が、当該事業所の制度として「ある」と回答した割合は、男女ともにある制度では、「週休二日制」が66%、従業員の家庭の事情等による「短時間勤務」が49%と比較的多くの事業所で実施されている一方、「フレックスタイム」は19%に、「在宅勤務」は1%にとどまっています。また、女性のための制度では、「妊娠中の仕事軽減」、「セクシャル・ハラスメント相談」がともに4割強の事業所で実施されています。

事業所の規模・形態や職種により、これらの制度をすべての事業所で実施できるわけではありませんが、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）のため、可能な限り実施できるよう、働きかけていくことが必要です。

市内事業所における各種福利厚生制度の有無



育児休業取得率（単年度）

	男性	女性
雇用者数	3,638	2,191
育児休業取得者数	6	41
取得率	0.16%	1.87%

2 育児休業取得の状況

過去1年間の育児休業取得者は男性が6人、女性が41人で、雇用者に占める割合は男性が0.16%、女性が1.87%となっています。

育児休業は男性もとれるよう法改正がなされていますが、取得率はかなり低い状況です。

女性の管理・監督職の割合（単年度）

回答事業所数	52
管理・監督職	564
うち女性	99
女性の管理・監督職の割合	17.6%

3 女性の管理・監督職の割合

女性の管理・監督職（係長相当職以上）は99人で、17.6%にとどまっています。





第5章
.....
数値目

第1章
.....
策定の

第2章

.....

基本的な方向

3章
.....
ジェク

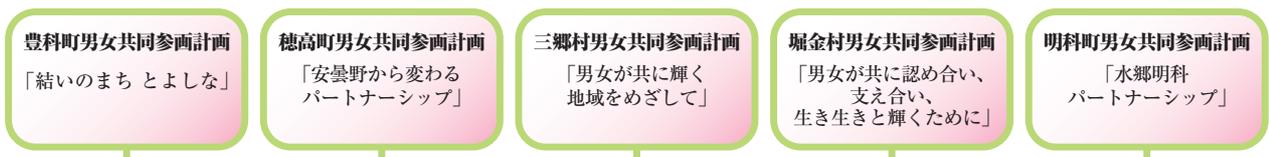
第4章
.....
策の

第1節 基本理念

安曇野市では、合併前の各町村の男女共同参画計画の基本理念や施策の柱を受けて、第1次計画の6つの基本理念を定め、安曇野市男女共同参画推進条例においても条例の基本理念に位置づけ、施策を推進してきました。

第2次計画においても、この基本理念に即し、施策を推進していきます。

基本理念をめぐるこれまでのながれ



安曇野市男女共同参画計画（第1次）
(平成20年3月)

<p style="text-align: center;">《計画の基本理念》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 男女の人権の尊重 ② 社会における制度・慣行についての配慮 ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤ 生涯にわたる性と生殖を尊重し、健やかに暮らせる社会の形成 ⑥ 国際社会との協調 	<p style="text-align: center;">《計画の政策目標》</p> <p style="text-align: center;">男女共同参画社会の実現を目指して ～ 認め合い 支え合い 輝く安曇野 ～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権の尊重と男女共同参画意識の高揚 2. 男女に均等な参画機会の促進 3. 男女が共に活躍できる安心な環境づくり 4. 男女がお互いを尊重し健やかに暮らせる社会づくり
---	--

※条例の基本理念は第1次計画の基本理念を踏襲

安曇野市男女共同参画推進条例
(平成20年12月)

※第2次計画の基本理念は条例の基本理念に即する

第2次安曇野市男女共同参画計画
(平成25年3月)

《基本理念》

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度・慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生涯にわたる性と生殖を尊重し、健やかに暮らせる社会の形成
- ⑥ 国際社会との協調

第2節 めざす社会像

安曇野市男女共同参画推進条例では、めざすべき「男女共同参画社会」を「誰もがお互いの人権を尊重し、認め合いながら責任を分かち合い、自らの意思によって、家庭・地域・職場・学校など、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画の機会が確保され、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会」と定義しています。

本計画では、条例に基づくこの「めざすべき社会像」に対する市民、地域、行政の共通認識を深め、協働で推進していくため、計画期間における「めざすべき社会像」として、『絆でつなぐ安曇野の男女共同参画社会』を掲げます。

近年のわが国で起こった最大の出来事は、東日本大震災です。多くの人が犠牲になる一方で、絆の大切さをみな、実感しました。絆を深めるためには、一人ひとりが、人の命を尊重し、他人の気持ちを思いやり、お互いに認め合い支え合うことが大切です。そして、それは、男女共同参画社会の実現をめざした営みそのものと言えます。

本計画がめざす社会像

絆でつなぐ 安曇野の 男女共同参画社会

第3節 政策目標

『絆でつなぐ 安曇野の 男女共同参画社会』をめざして、以下の4つの政策目標を掲げます。

〔政策目標1〕 男女共同参画を学ぼう

男女共同参画について、一人ひとりが関心を持ち、その必要性を学び、日々の活動の中で実践していく地域をめざします。

〔政策目標2〕 仕事と生活を調和させよう

男女がともに支え合い、いきいきと働き、ゆとりを持って子育てをし、自分や家族の時間を大切にできる地域をめざします。

〔政策目標3〕 安心して暮らせる地域を創ろう

悩みや困りごとを、地域の支え合いと公的サービスでサポートし、男女がともに安心して暮らせる地域をめざします。

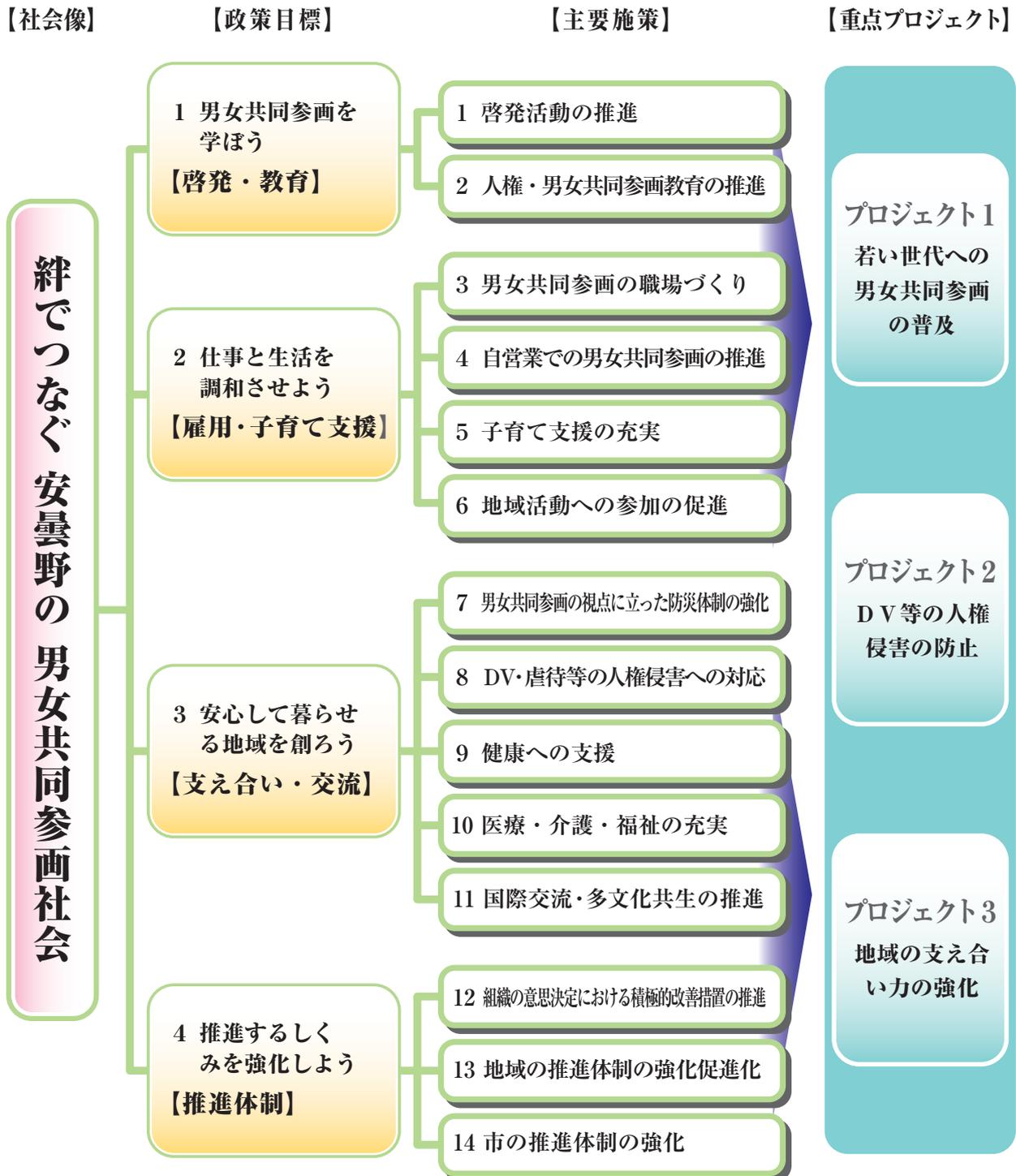
〔政策目標4〕 推進するしくみを強化しよう

市民と行政が協働で男女共同参画を推進するしくみが整った地域をめざします。

第4節 施策の体系

政策目標に沿って、その政策目標を実現するために以下の主要施策を掲げます。さらに、主要施策を効果的に推進していくために、3つの重点プロジェクトを掲げます。

施策の体系図





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

.....
.....

定の基本的重点プロジェクト策の展開目標

【重点プロジェクト1】 若い世代への男女共同参画の普及

【プロジェクトの背景】

家事や育児への男性の参画が少ないことなど、男女共同参画に関する様々な問題は、若い世代にとってこそ、重要な問題です。

しかし、市民アンケート調査では、「男女共同参画社会」の言葉の周知度は、若い世代で低く、団体ヒアリング調査でも、「地域の様々な活動に若い世代の参加が少なく、男女共同参画を推進する地域活動が若い世代に普及していかない」ということが課題として上げられました。

本市が男女共同参画社会の形成をめざす上で、20代、30代を中心とした若い世代が地域の男女共同参画施策に関心を持ち、様々な活動に主体的に参画するよう、働きかけていくことが重要です。

【プロジェクトの背景】

- ◇ 男女共同参画は若い世代にとって重要な問題
- ◇ 男女共同参画推進活動等への若い世代の参加が少ない

【取り組みの方向】

- 1 若い世代への関心の喚起
- 2 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

【取り組みの方向】

1 若い世代への関心の喚起

若い世代の関心の喚起を図るため、「男女共同参画かるた」、「ペープサート劇」なども活用しながら、様々な学習の場で、幼児期から30代までの層をターゲットにした、男女共同参画についての実践的な啓発・教育を推進します。

また、地域での男女共同参画推進活動に、若い世代の参画を働きかけていきます。

2 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が個人のためにも企業や社会のためにも有益であることを市民、企業の双方に啓発するとともに、市における子育て支援等のサービスを一層充実し、男性の働き方の見直し、男女共同参画による家事・子育て、さらには女性がいきいきと働き続けられる環境づくりを促進していきます。

〔重点プロジェクト2〕 DV等の人権侵害の防止

【プロジェクトの背景】

DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）などの人権侵害が社会問題となっています。

市では、専門相談員を配置し、県の関係機関等と連携しながら相談を行っていますが、相談件数は年々増加傾向にあります。また、市民アンケート調査では、暴力を行った側と受けた側で、暴力かどうかの認識に違いがあることが明らかになり、団体ヒアリング調査では、DVを受けても、相談しないで我慢してしまう人も多いといった意見もありました。

本市が男女共同参画社会の形成をめざす上で、DV等の人権侵害の防止対策に努めることは、重要な課題であり、市民アンケート調査で高いニーズがみられた相談体制の一層の充実をはじめ、市民への人権意識の啓発の強化など、人権侵害を防止する取り組みを重点的に進めていくことが必要です。



【取り組みの方向】

1 相談体制の強化と安全の確保

民生児童委員、人権擁護委員、警察など関係機関と密接に連携しながら、DV等の被害を受け、悩みを抱える市民が相談しやすい環境づくりに努め、人権侵害事案の早期発見と、安全の確保に努めます。

2 人権意識の啓発の強化

学校・幼稚園・保育園、生涯学習の場などでの人権教育の機会において、DVなど男女共同参画を阻害する人権侵害をテーマにした学習を拡大し、意識啓発を図っていきます。

〔重点プロジェクト3〕 地域の支え合い力の強化

【プロジェクトの背景】

少子高齢化や核家族化、都市化の進行により、家庭内や地域での人のつながりが希薄化しています。このことは、まちづくり全体の課題ですが、男女共同参画社会づくりにとっても大きな課題です。

例えば、大家族や密な親戚づきあい、近所づきあいがあった時代には、子どもや要介護者などに対して、そうした人たちによる見守りや支援が期待できました。しかし、近年では、そうした共助を補完する公的サービスが発達しているにも関わらず、子育てや介護等で悩む人が少なくありません。そして、子育てや介護等は依然、女性が中心となって担っているため、地域の支え合い力を強化していくことが、家庭内での女性の負担を軽減することにもつながります。

個人主義やライフスタイルの多様化が進んだ今日、改めて地域の支え合い力を強化・再生していくためには、例えば、女性が参画しやすい配慮や、人と人を結ぶコーディネート機能など、今日の状況にあったしくみを組み合わせていくことが重要と考えられます。

【プロジェクトの背景】

- ◇ 人のつながりが希薄化し、まちづくり全体の課題に
- ◇ 男女共同参画社会づくりにとっても大きな課題に

【取り組みの方向】

- 1 地域の支え合い活動の活性化
- 2 人を結ぶコーディネート機能の強化

【取り組みの方向】

1 地域の支え合い活動の活性化

男女がともにいきいきと活動しながら、地域の支え合い力の強化を図っていくために、区（自治会）の活動や、福祉・環境・防災など地域の様々な分野の活動に、これまで以上に女性が参画できるよう、創意・工夫に努めていきます。

2 人を結ぶコーディネート機能の強化

地域活動に参加したくても、きっかけがつかめない人に、情報提供を行ったり、交流機会を提供するなど、地域の人と人を結ぶコーディネート機能の強化を図ります。



第4章

分野別施策の展開

第2章

第3章

第5章

第1章

本格的な重点プロジェクトの展開 目標の背景

〔政策目標 1〕 男女共同参画を学ぼう 啓発・教育

男女共同参画社会の実現をめざし、人々の固定的な性別役割分担意識を解消し、社会における制度・慣行の改善につなげていくため、啓発活動や教育を推進していきます。

〔主要施策 1〕 啓発活動の推進

現状と課題

長い歴史の中で、「男性は仕事」、「女性は子育て」などの固定的な性別役割分担意識が形成され、その意識が社会における制度・慣行の男女格差を解消する妨げとなり、人々の多様な生き方を阻害している状況があります。

本市では、「男女共同参画フォーラム」、「男女共同参画講座」の開催や、「男女共同参画かるた」、「ペープサート劇」等を通じた実践的な啓発活動など、男女共同参画意識の醸成に向けた取り組みが推進されていますが、平成18年度と平成23年度のアンケート調査を比較しても、「社会通念・慣行・しきたり」の男女格差意識は改善していない状況です。

このため、これまで以上に、啓発に努めていく必要があります。

市民による手作りの「男女共同参画かるた」



市民が創作した『ペープサート劇』のシナリオ（一部）

題目
『作られた 固定観念 見直そう』

区長 みなさん、集まりましたかね。女衆は、悪いがお茶をいれておくれや。

（会議が終わる）

区長 会議が終わったので、女衆、あとの片付け頼むわい。

春子 集会の時の、お茶いれや片付けは、女の仕事なの？

冬子 本当、何とかしなくちゃ！

施策の方向

講座やイベントの実施、市民活動への支援などを通じて、男女共同参画の啓発活動を推進していきます。

主要事業

項目	概要	担当課
男女共同参画フォーラムの開催支援	◇男女共同参画に関する様々な問題を提起し、意見交換することを通じて、市民の意識の啓発を図ることを目的に、男女共同参画フォーラムを開催します。同フォーラムは、市民主体の運営をめざします。	人権男女共同参画課
男女共同参画講座の開催支援	◇男女共同参画講座の開催を支援し、市民への男女共同参画に関する知識等の普及に努めます。	人権男女共同参画課
市民や各種団体による啓発活動の促進	◇男女共同参画推進団体や推進リーダーの各種啓発活動の実施を促進していきます。 ◇各種市民団体（生涯学習・産業振興等）での男女共同参画推進活動を促進していきます。	人権男女共同参画課・まちづくり推進課・社会教育課

市民の取り組み

- ◇ 家庭の中で、役割分担について話し合い、家事などをお互いが協力して行っていきます。
- ◇ 事業所や地域の各種団体において、役割分担について話し合い、食器洗い、そうじなど、あらゆることを男女が互いに協力して行っていくよう努めます。
- ◇ 固定的な性別役割分担意識の是正に向けた啓発活動に参加します。



〔主要施策2〕 人権・男女共同参画教育の推進

現状と課題

長い男性優位の歴史の中で形成された女性差別意識を払しょくするためには、人権教育が欠かせません。

本市では、人権教育を重要な政策課題ととらえ、平成19年には「安曇野市人権教育・啓発推進計画」を策定し、地域、学校、企業の各人権推進協議会、人権教育指導員など市民との協働による推進体制を整備し、地区公民館単位での地域人権学習会をはじめ、様々な人権教育の取り組みが行われています。

一方、教育現場では、男女共同参画を人権の視点からとらえるだけでなく、実生活の中で、男女が力をあわせて物事を進めていくことの重要性を学ぶことも大切であることから、各学校・幼稚園・保育園で、長期休暇中の「お手伝い」の奨励など、男女共同参画の視点に立った教育を推進しています。

市民へのアンケート調査結果でも、男女共同参画を推進する上での教育の重要性を指摘する声も多いことから、一層の強化を図ることが必要です。

教育の重要性を指摘するアンケートの自由意見（抜粋）

男女平等という言葉は、相手を考えてやること、相手に敬意を持つことの上に成り立つという様な教育をして頂きたい。昔のようにモラルをもった日本人を育成して頂きたいと思います。今は権利だけを振りかざし、自分さえよければという考えが蔓延しているのではないかと思います。（女性 50代）

男女平等の意識改革は学校教育（小、中、高）が必要かつ最も重要かと思えます。10年単位の時間を要する課題です。男は仕事、女は家庭という社会通念も、昔は女性に参政権すら付与されていなかった時代があったことを思えば、将来必ず変革するものと思えます。（男性 40代）

しっかりと子どもの時から男女平等、女性も尊重する教育をしていく必要があります。家庭での環境がそういう差別的考えをつくっていると思います。教育者である先生方も、まだまだ足りないと思います。（男性 40代）

お歳の方が古い考えを持っているのは仕方ないことですが、30代くらいの方でも、他の女性の足を引っ張ることがあります。古い慣習を変えていくのは大仕事になります。あきらめず、息長く続けていかれることを望みます。老若男女問わず、啓発活動を、特に学校教育が重要だと考えます。（男性 40代）

施策の方向

人権・男女共同参画を身近な問題としてとらえ、固定的な性別役割分担にとらわれず、一人ひとりが主体的に学び、成長していけるよう、家庭・地域・学校・職場のそれぞれで教育を強化していきます。

主要事業

項目	概要	担当課
学校教育での人権・男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇日々の学校生活において、常に人権尊重を基本とした教育・指導を進めます。 ◇児童・生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性など、男女共同参画の視点に立った教育を推進していきます。 	学校教育課・各小中学校
職業意識の醸成と進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童・生徒が、性別にとらわれることなく、主体的に進路を選択できるよう、職業意識の醸成と進路指導の充実に努めます。 	学校教育課・各小中学校
保育・幼児教育における人権・男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇幼稚園・保育園では、地域の協力を得ながら、人権を尊重し、男女共同参画の視点に立った保育・教育・指導を進めます。 	学校教育課・児童保育課・各幼稚園・保育園
社会教育での人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域人権学習会は各地区で創意・工夫しながら、内容の充実に努めます。 ◇人権教育を推進していくリーダーとして、人権教育指導員の育成に努めます。 ◇人権教育を図る講演会等を開催し、人権意識の啓発に努めます。 	社会教育課・人権男女共同参画課
企業での人権教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業人権教育推進協議会の活動を支援するとともに、同協議会への加入を促進します。 ◇広報等を通じ、企業での人権教育の推進を啓発していきます。 	社会教育課
人権広報活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ◇広報等を通じ、市民の人権問題に対する意識啓発に努めます。 ◇市の刊行物等の発行に際しては、あらゆる差別観念を表す表記や言い回し等を使用しないよう、校正等に細心の注意を払っていきます。 	秘書広報課・人権男女共同参画課・全課
市職員への人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇職員研修等により、職員の人権意識の向上に努めます。 	人事課

市民の取り組み

家庭内や地域で、子どもたちに、人を尊重することや、男女が力をあわせて物事を進めていくことの重要性を伝えます。

「男の子だから」「女の子だから」といった固定的な性別役割分担意識を、大人の価値観で子どもたちに植えつけないように努力します。



〔政策目標2〕 仕事と生活を調和させよう 雇用・子育て支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、雇用・従業での男女共同参画の促進や、子育て支援の充実、地域活動への参加促進を図ります。

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」ってなに？

★ 健康な生活のために！

★ いきいきと働くために

平成 19 年 12 月、国の「官民トップ会議」で、ワーク・ライフ・バランスの憲章と行動指針が策定されました。これは、長時間労働で家庭での時間を持ってないなど、仕事と生活の不調和が、個人個人の希望する生き方の実現を阻害し、社会にとっても、経済生産性の低下や少子化などの悪影響を及ぼしているため、仕事と生活の調和を国民運動として推進していくものです。

残業の削減など、職場風土の改善に向けた取り組みとともに、家庭内での男女共同参画に対する意識変革も重要であり、一層の啓発に努める必要があります。

★ 充実した家庭生活のために

★ 経済生産性の向上のために

〔主要施策3〕 男女共同参画の職場づくり

現状と課題

男女共同参画意識の浸透とあいまって、従来、男性従業者ばかりであった職域への女性の進出も進んでいます。

男女雇用機会均等法では、事業主が募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生等において、性別や妊娠・出産等を理由に差別することが禁止されていますが、現実社会では、実質的な男女の賃金格差や、妊娠・出産を機に退職する慣行、退職後の再雇用に対する実質的な制限、キャリアアップに関する間接的な差別などはなくなっておらず、男女がともに十分に能力を発揮し、活躍できる雇用環境になっているとは言い難い状況です。

このため、国・県など関係機関と連携しながら、男女共同参画の職場づくりについての一層の啓発に努める必要があります。

施策の方向

男女がともに十分に能力を発揮し、活躍できる雇用環境づくりの一層の啓発を進めます。

主要事業

項目	概要	担当課
男女の均等な雇用機会や待遇の確保に向けた啓発	◇男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、「ワーク・ライフ・バランス」などの法制度・政策や、国・県などが行う企業向け研修会等の広報・情報提供を行い、男女の均等な雇用機会や待遇の確保に向けた啓発を図ります。	商工労政課
女性の就職の支援	◇ハローワークと連携しながら、職業相談や求人・求職の受付を行い、就職を支援していきます。 ◇ハローワークや県と連携しながら、職業能力開発のための情報提供を行い、女性の就業拡大を図っていきます。	商工労政課
女性の就業に関する実態把握	◇市民や事業所へのアンケート調査などにより、女性の就業に関する悩みや、事業所での男女共同参画の実態などを把握します。	商工労政課・人権男女共同参画課
*インセンティブ制度の導入検討	◇事業所での男女共同参画を促進するための市独自の制度の導入を検討していきます。	契約管財課・商工労政課・人権男女共同参画課
市職員への啓発	◇男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、「ワーク・ライフ・バランス」などの法制度・政策について、研修等により、啓発・周知を図ります。	人事課

市民の取り組み

◇ 各事業所では、男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けて、法令を遵守するとともに、実質的・間接的な差別状態とならないよう、最大限の配慮に努めます。

*【インセンティブ】物事に取り組む意欲を高めるために行う、外部からの奨励・刺激・報奨などの働きかけ。

〔主要施策4〕 自営業での男女共同参画の推進

現状と課題

自営業においては、家事・育児などの負担が女性ばかりにかからないよう、また、女性の活躍による経営向上を図るため、男女共同参画による経営が重要です。

こうした観点に立ち、長野県農村生活マイスター協会安曇野支部や農村女性ネットワークあづみ、JA女性部など、農業分野で多くの女性団体が組織されており、本市では、長野県松本農業改良普及センターとともに、年間事業計画の策定支援や、情報交換会、研修会の開催などへの支援を行っています。このほか、家族経営協定の締結による男女共同参画による経営促進にも努めています。

また、商工業などその他の産業では、本市を含む広域で「アルプス女性企業家会議」が組織され、学習活動などが行われています。

今後も、県など関係機関と連携しながら、自営業における男女共同参画を促進していくことが必要です。

施策の方向

関係団体等と連携しながら、自営業における男女共同参画を促進します。

主要事業

項目	概要	担当課
家族経営協定の締結促進	◇就業条件等を家族間で定め、農家の経営の安定を図る「家族経営協定」の締結と適切な運用を働きかけていきます。	農政課 農業委員会事務局
女性農業者のグループ活動の促進	◇新たな知識・技術の習得や、農産物加工などを通じて農村活性化を図るグループ活動を県など関係機関とともに支援していきます。	農政課
女性農業者リーダーの育成	◇県が認証する農村生活マイスターを県など関係機関とともに支援していきます。	農政課
女性起業家の活動の促進	◇異業種交流等を通じて、新たな知識・技術の習得や、新しい商品・サービスの開発などを行う女性起業家の活動を県など関係機関とともに支援していきます。	商工労政課

市民の取り組み

◇ 自営業の家庭では、男女がともに協力して経営や家事に参画します。

〔主要施策5〕 子育て支援の充実

現状と課題

本市では、子育てと就業の両立を支援するため、また、家庭で男女が協力しながら子育てを行うため、保育園、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなど、各種子育て支援サービスを実施しています。また、父親教室「親子すくすく広場」など、男性への意識啓発を図る事業も推進しています。

核家族化が進み、子育てに、祖父母や親の協力が得にくい世帯も増えています。また、都市化により、近所の人たちが子どもたちに常に目が行き届く時代ではなくなっています。家庭内で、配偶者が育児に協力しないことに悩む人も多くいます。

このため、男女共同参画による子育ての重要性を啓発するとともに、地域での子育ての支え合い力の強化、子育て支援サービスの充実を図っていくことが必要です。

施策の方向

保育園など子育て支援に関する公的サービスの充実に努めるとともに、地域子育て力の強化や男性への子育て参画に対する啓発に努めます。

主要事業

項目	概要	担当課
保育園の充実	◇利用ニーズにあわせ、保育園の利用定員の拡充を図るとともに、長時間保育、一時預かりなど、多様なニーズへの対応に努めます。	児童保育課
保育に関する新制度への対応	◇子ども・子育て支援法に基づき、保育必要量の把握、支給認定、サービス給付等が行える体制整備を進めます。	児童保育課・学校教育課
放課後児童対策の充実	◇児童クラブなど、放課後児童対策の充実に努めます。	児童保育課
地域子育て支援体制の強化	◇地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどを充実し、地域子育て支援体制を強化していきます。	児童保育課
男性への子育て参画に対する啓発	◇講演会や交流活動などを通じて、男性の子育てへの参画に関する意識の啓発を図ります。	児童保育課・社会教育課・学校教育課

市民の取り組み

- ◇ 男性も育児・子育てに主体的に参画していきます。
- ◇ 「地域で子どもを育てる」を合言葉に、ボランティアなどで地域子育て支援に参加します。

〔主要施策6〕 地域活動への参加の促進

現状と課題

仕事中心の生活を送っている人の中には、地域活動にあまり参加していない人もいます。また、慣行等から、異性が多い地域活動に参加することに尻込みするケースもあると考えられます。

個人の多様な生き方の実現のため、さらには地域の活性化のため、区（自治会）の活動や、生涯学習・スポーツ活動、余暇・レクリエーション活動など、様々な地域活動にできるだけ多くの人に参加するしくみづくりが必要です。

また、様々な活動に市民が参加していくためには、例えば、ベビーカーや車いすでの移動のしやすさなど、誰もが参加しやすい都市整備が重要です。

施策の方向

様々な地域活動に市民が参加しやすいしくみづくりを進めます。

主要事業

項目	概要	担当課
地域活動での男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇区（自治会）や公民館の活動を通して、生涯学習・スポーツ活動、余暇・レクリエーション活動などの活性化に努めます。 ◇子育てや仕事が一段落し、地域活動に参加したいという市民に対する情報提供や交流機会の提供を充実していきます。 	まちづくり推進課・社会教育課等
ユニバーサルデザインによる都市整備の推進	◇道路、公園、公共施設等の整備にあたっては、誰もが使いやすいよう工夫された「ユニバーサルデザイン」の導入に努めます。	建設課・都市計画課等

市民の取り組み

- ◇ 地域の様々な活動に参加し、生活の質の向上やリフレッシュを図ります。



〔政策目標3〕 安心して暮らせる地域を創ろう 支え合い・交流

男女が、ともに安心して暮らせるよう、地域の支え合いなど自助・共助を重視しながら、防災対策、人権の擁護、健康への支援、医療・介護・福祉の充実、国際交流・多文化共生の推進を図ります。

〔主要施策7〕 男女共同参画の視点に立った防災体制の強化

現状と課題

東日本大震災では、想定外の災害が起こっても可能な限りの対応がとれるよう、地域での災害時要援護者の把握、見守りなど、日常から自主防災体制を強化しておく重要性が改めて認識されました。あわせて、男女のニーズの違いをふまえた備蓄や避難所運営、被災者相談などが課題となりました。

このため、男女共同参画の視点に立ち、地域防災体制の一層の強化に努める必要があります。

施策の方向

男女共同参画の視点に立った防災体制の強化を図ります。

主要事業

項目	概要	担当課
男女共同参画の視点に立った防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none">◇災害時要援護者の多くは女性であることから、その支援計画の作成にあたり、男女共同参画の視点に配慮していきます。◇食料・生活必需品等の備蓄に女性のニーズを的確に反映していきます。◇避難所運営計画・マニュアルに女性のニーズを的確に反映し、必要な対策を進めます。◇災害時に、女性の悩み等の相談を、女性が受けられる体制づくりとして、職員研修等を進めます。	危機管理室

市民の取り組み

地域や事業所での自主防災活動に参加します。

〔主要施策8〕 DV・虐待等の人権侵害への対応

現状と課題

DVや児童虐待、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は、男女共同参画社会の実現を阻害する重要な課題です。

DVは、個人の問題としての側面から社会の理解が得られにくい状況でしたが、配偶者暴力防止法が平成13年に施行され、平成16年、19年には被害者支援の強化等の観点から改正が行われ、徐々に「犯罪」としての認識が高まっています。「暴力」のとりえ方については、個人により大きな差があることから、身体的な暴力のみならず言葉の暴力や金銭搾取等もDVであることを広く周知し、被害が潜在化してしまわないよう啓発していく必要があります。

児童虐待については、児童虐待防止法では、夫婦げんかなどでよく現れる「児童に著しい心理的外傷を与える言動」も児童虐待と位置づけられています。このため、DVとも密接に関係しており、相談等にあって連携を深めていくことが必要です。

セクシュアル・ハラスメントについては、平成19年に男女雇用機会均等法が改正され、男性の被害も対象となっています。男女双方の視点から、対策に取り組んでいくことが必要です。

施策の方向

民生児童委員、人権擁護委員、警察など関係機関と密接に連携しながら、DV・虐待等の人権侵害事案の早期発見と、安全の確保に努めます。

主要事業

項目	概要	担当課
DV対策の推進	◇悩みを抱える市民が相談しやすい環境づくりに努め、DV事案の早期発見に努めます。 ◇関係機関と連携しながら、被害者の安全の確保を図るとともに、居住の安定、経済的自立への支援に努めます。	児童保育課
児童虐待防止対策の推進	◇保護者が悩みを相談しやすい環境づくりに努め、児童虐待の早期発見に努めます。 ◇関係機関と連携しながら、児童の安全の確保を図ります。	児童保育課
職場でのハラスメント防止の啓発	◇市役所も含め、職場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発活動を進めます。	人事課・商工労政課

市民の取り組み

家族や親戚・知人、職場や地域の人々など、周囲の人への人権を尊重した言動に努めます。

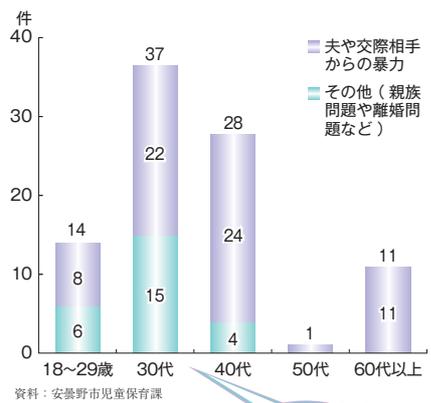
人権侵害を受けたら、一人で悩まず、できるだけ早く、周囲の人や公的機関に相談します。

DVの現状は？

安曇野市児童保育課で実施している女性相談（面接・電話）の平成23年度の相談件数は91件で、そのうち、「夫や交際相手からの暴力」が66件と7割以上を占めています。

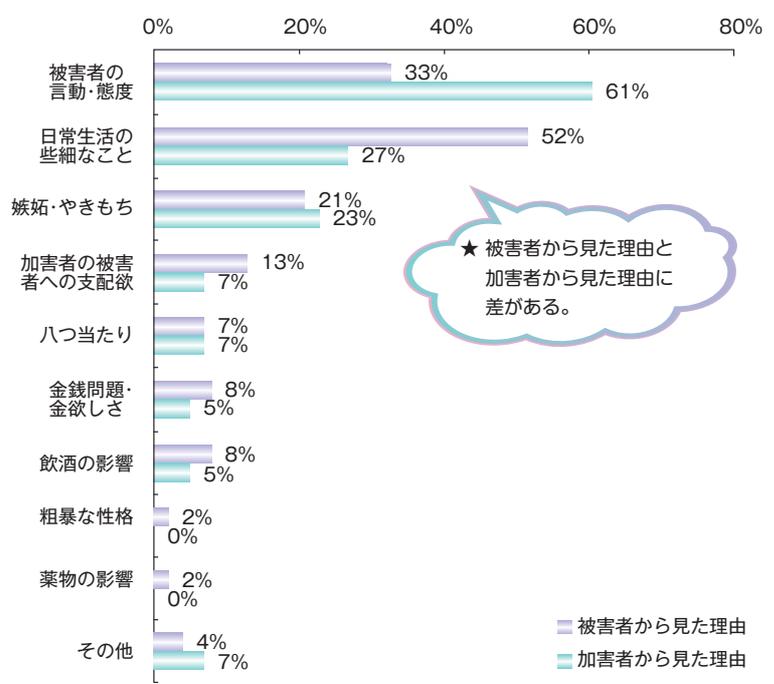
また、年代別では30代、40代が多くなっており、50代が極端に少なくなっていますが、60代以上の市民からの相談もあります。

安曇野市の女性相談の年代ごとの利用件数（23年度）



★ 30代、40代の相談が多い。

DV行為を行った理由（配偶者暴力防止法違反者）



★ 被害者から見た理由と加害者から見た理由に差がある。

DV行為を行った理由について、法務省による全国統計（対象は平成13～18年度の配偶者暴力防止法違反者166人）をみると、被害者から見た理由で最も多いのは「日常生活の些細なこと」で、加害者から見た理由で最も多いのは「被害者の言動・態度」となっています。起訴や保護観察処分等に至ったこれらケースでも、DV行為は「些細なこと」がきっかけで起こることも多く、お互い認め合い、信頼しあえる関係を築く啓発活動が、DV防止の第一歩だと言えます。

資料：法務省法務総合研究所「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」（平成20年）

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

このシンボルマークは、内閣府男女共同参画局が制定したもので、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

DV等の人権侵害問題について、団体ヒアリングで出された意見（抜粋）

自分の知人で、「奥さんが人からほめられると、自分より上の存在のように思ってしまった、気に入らない」と言う旦那さんがいる。女性が社会で成長していくことが、家庭不和につながるの、残念ではない。

「男女平等なのだから、女性も荷物を持って」といった、男女共同参画を誤解した考え方の男性もいる。

こういった寛容性のなさが、DVにつながるのだと思うので、DVが起きないようにするには、男性への啓発が重要だと思う。

民生委員として、家庭を訪問することがあるが、家庭内の対話が希薄になっているなあと感じている。その点は、若い世代も高齢世代も同じだと思う。家庭内で、もっと上手く話し合いができる社会になればいいのにといつも思う。

DVが全国的に増えている。安曇野市役所では児童保育課で、児童相談所と連携しながら相談対応を行っており、地区社協でも相談対応をしている。しかし、実際にDVを受けても、人に言いにくいし、地域内の相談機関では、相談しにくいのが実態だと思う。相談、対応につながっていくようにしていくことが大切。

〔主要施策9〕 健康への支援

現状と課題

「性と生殖に関する健康」（リプロダクティブ・ヘルス）の確保の重要性が叫ばれています。妊娠や出産時の健康支援だけでなく、思春期や更年期など女性ホルモンのバランスが乱れやすい時期の健康支援なども重要です。

政策・方針等の決定者の多くが男性である社会では、女性の固有の健康課題への配慮が必ずしも十分でないという指摘があり、広く社会全体に、「性と生殖に関する健康」の概念を浸透させ、健康支援の充実を図っていくことが必要です。また、思春期の子どもたちに、異性をいたわり、「性と生殖に関する健康」について正しい理解を得る教育を推進することも重要です。

さらに、「性と生殖に関する権利」（リプロダクティブ・ライツ）の擁護も必要です。子どもを産むかどうか、いつ産むかなどについて選択し、自ら決定する権利については、まだまだ社会の認識が少ないため、市においても、啓発を図っていくことが必要です。

施策の方向

思春期、更年期など、各ライフステージでの適切な健康教育を通じて、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての啓発を図るとともに、保健サービスなどによる健康支援に努めます。

主要事業

項目	概要	担当課
周産期・母子保健事業の推進	◇妊婦一般健康診査、訪問指導、健康教育・相談など、妊娠・出産期の母子保健事業の充実に努めます。	健康推進課
不妊治療への支援	◇不妊治療について、県の助成事業の周知を図るとともに、市の助成事業を引き続き推進していきます。	健康推進課
健康増進事業等の推進	◇生涯にわたる女性の適切な健康管理に向けて、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、健康相談など、各種保健事業の充実に努めます。	健康推進課・市民課
学校保健の推進	◇小学校各学年で、男女の性の違いやお互いを尊重し合い、助け合いながら生きることの大切さを教育していきます。 ◇中学校では、保健体育、道徳、特別活動等の時間を活用し、性と生殖に関する教育を推進していきます。 ◇思春期の児童・生徒の心の健康問題に対し、同性の教諭・指導者による相談対応など、きめ細かな対応に努めます。	学校教育課・各小中学校

市民の取り組み

- ◇ 適度な運動・食生活など、健康づくり活動の実践に努めるとともに、「性と生殖に関する健康と権利」について、学習を進めます。



〔主要施策 10〕 医療・介護・福祉の充実

現状と課題

医療・介護・福祉は、安心安全な生活の基本です。病気や要介護状態等になった家族の介護や見守りを行うのは、多くが女性であり、医療・介護・福祉が充実することにより、女性の負担は大きく軽減されます。

また、医療・介護・福祉の職場で働く人も、多くは女性です。これらの職場の就業環境を充実することにより、女性がいきいきと活躍する機会は大きく増えます。

広域圏も含め、市民が利用できる医療・介護・福祉の施設・サービスは、介護保険制度や障害者自立支援制度などにより、質・量ともに充実してきています。しかし、高齢化の進展や障害者の社会参加意欲の高まり、福祉課題の多様化などにより、まだまだニーズに対して施設・サービスは充足しておらず、一層の充実が必要です。

しかしながら、税や保険料、利用料を財源とする公的サービスには限界があり、個人の健康管理などの「自助」や、地域住民やボランティアなどによる「共助」の力を高めていくことも重要な課題です。

【近年の社会問題】「生活困難対策」の強化の必要性

★「女性の貧困」がクローズアップ！

近年、景気低迷などを背景に、「生活困難対策」の必要性が指摘されています。

国民生活基礎調査によると、女性の*貧困率は、ほとんどすべての年代において、男性より高く、特に、単身女性や、母子家庭で高くなっています。また、女性は、就業期における男性との実質的な賃金格差が蓄積され、高齢期の経済的基盤も脆弱です。

★男性も含め、「生活困難層」が増加！

さらに内閣府では、男女共同参画白書等において、経済の低迷に伴う失業率の増加や非正規雇用割合の増加、離婚率の上昇など家族規範の変容などが進む中で、経済的困窮のみならず、教育や就労等の機会を得られない、地域での孤立など様々な「生活困難」に直面する人が増加していると指摘しています。

★セーフティネットの充実が必要！

市町村や国・県による現行の支援制度としては、生活保護などの低所得者福祉施策、各種手当・助成などのひとり親家庭福祉施策、税や社会保険などの所得控除などがありますが、「生活困難」に焦点を当てた対策の強化を検討していくことが必要です。

*貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合（相対的貧困率）。

施策の方向

安心安全な生活の基本となる医療・介護・福祉の充実に努めます。

主要事業

項目	概要	担当課
地域医療体制の確保	◇県や市医師会などと連携しながら、地域医療体制の確保に努めます。	健康推進課
高齢者介護・福祉サービスの充実	◇高齢化の進展に対応し、介護保険サービスやその他の生活支援サービスの充実に努めます。	高齢者介護課
障害者支援サービスの充実	◇障害者総合支援法やその他の制度に基づく障害者への福祉・生活支援サービスの充実に努めます。	社会福祉課
地域福祉の充実	◇市社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティアの育成など、地域福祉の充実に努めます。	社会福祉課
医療・介護・福祉の就業環境の整備	◇県など関係機関と連携しながら、医療・介護・福祉の職場で、人々がいきいきと働き続けられる環境づくりを促進します。	健康推進課・高齢者介護課・社会福祉課
低所得者福祉の充実	◇低所得者の生活自立に向け、相談・支援に努めるとともに、生活保護制度の適切な運用に努めます。	社会福祉課
ひとり親家庭福祉の充実	◇各種手当・助成等を通じて、ひとり親家庭への経済的支援に努めるとともに、生活自立に向けた相談・支援に努めます。	児童保育課
「生活困難」に関する調査研究	◇「女性の貧困」、「正規雇用と非正規雇用の格差」など近年の社会問題に対する調査研究を進めます。	人権男女共同参画課・社会福祉課・児童保育課等

市民の取り組み

- ◇ ボランティア活動など、地域の支え合い活動に参加します。
- ◇ 医療・介護・福祉の事業所では、男女共同参画の視点に立って、働きやすい職場環境づくりに努めます。



〔主要施策11〕 国際交流・多文化共生の推進

現状と課題

本市には、平成24年10月現在で、男性527人、女性966人、あわせて1,493人の外国籍住民がいます。

外国籍住民は、言葉の壁や習慣の違いから、生活課題を抱えている人も少なくありません。特に女性は、男性と比較し、身体的・精神的・社会的に弱い立場に置かれることがあるため、外国人女性の生活課題に対する支援が必要です。

このため、男女共同参画の視点に配慮しながら、国際交流事業や生活相談など、国際交流・多文化共生施策を推進していく必要があります。

施策の方向

男女共同参画の視点に立った国際交流・多文化共生施策の推進を図ります。

主要事業

項目	概要	担当課
国際交流による男女共同参画の学習の推進	◇各種国際交流事業を、日本と外国における文化や習慣等の違いを学ぶことを通じて、男女共同参画の重要性を学習する良い機会ととらえ、関係団体の協力を得ながら、男女共同参画の視点に立った国際交流事業の展開を働きかけていきます。 ◇同じ地域に住む外国籍の住民に対して、男女の区別なく、気軽に日本語を学べる場所と機会を設けていきます。	総務課・学校教育課・社会教育課
外国籍住民への生活支援の推進	◇きめ細かな生活相談の実施、災害時に備えた地域での支え合い体制づくりなど、外国籍住民への生活支援を充実していきます。	総務課

市民の取り組み

◇ 国際交流・多文化共生の様々な取り組みに参加、協力していきます。



〔政策目標4〕 推進するしくみを強化しよう 推進体制

市民、地域、企業、行政が役割分担しながら、男女共同参画施策の推進体制の強化を図ります。

〔主要施策12〕 組織の意思決定における積極的改善措置の推進

現状と課題

平成24年4月現在、市役所の管理監督職（係長職以上）の職員250人のうち、43人が女性です。市議会議員は28人のうち、5人が女性です。

審議会・委員会など、市の政策等の決定に影響力がある組織に関しては、市の第1次計画において、女性委員35%以上を目標に掲げ、女性委員の積極的登用を働きかけてきました。この結果、平成24年4月現在で27.9%となっており、一定の成果がみられるところですが、依然として男性だけで構成されている審議会・委員会もあります。

住民自治の担い手である区（自治会）については、平成23年度の女性の区長は83人中1人となっています。区長に限らず、様々な役職を男性が占める傾向が依然続いています。

また、平成23年度に実施した事業所アンケート調査によると、市内52回答事業所における女性の管理・監督職の割合は17.6%です。

これらの状況をふまえ、市、地域、企業のそれぞれが政策等の立案及び決定への共同参画を一層推進するために、積極的改善措置を行っていくことが期待されます。

「積極的改善措置」って、どうして必要なの？

★ 組織自身のためにもなる！

国・自治体・企業などの組織は、男性も女性も構成員となっているにも関わらず、今なお、指導的地位に就く人の圧倒的多数を男性が占めています。このため、政策等を立案、決定するにあたっては、女性の意見をより多く反映させることが、組織が力を最大限に発揮するために重要と考えられます。

そのための手法としては、自然にまかせるのではなく、積極的改善措置を推進することが国際的な承認事項となっており、政府は、「社会のあらゆる分野において、平成32年（2020年）までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を、平成15年に男女共同参画推進本部において決定しています。

★ 国際的な承認事項！

施策の方向

市役所においては、女性職員の能力発揮を支援し、管理・監督職の女性職員割合の上昇を図るとともに、審議会・委員会などへの女性の積極的登用を徹底します。

また、区（自治会）の役員への女性の積極的登用、市内事業所における女性従業員の能力発揮を働きかけ、地域・事業所の意思決定における共同参画を促進していきます。

主要事業

項目	概要	担当課
市役所における女性職員の能力発揮の促進	◇研修の充実等を通じて、女性職員が、働きやすい環境の中で、その持てる能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりに努めます。	人事課
市内事業所における女性従業員の能力発揮の促進	◇市内事業所における女性従業員の能力発揮を促進するため、制度や事例の紹介などを通じて、経営者や人事担当者への啓発に努めます。	商工労政課
審議会・委員会などへの女性の積極的登用	◇各審議会・委員会などの改選、委員補充の際は、「女性枠」などの積極的改善措置の検討を含め、女性委員の積極的登用に努めます。	行政改革推進室・各課
区（自治会）の役員への女性の積極的登用の促進	◇区（自治会）の役員の改選、委員補充の際は、性別や年齢にとらわれず、自治会活動等に積極的に参画するよう働きかけていきます。	まちづくり推進課

市民の取り組み

- ◇ 女性は、市の各種審議会・委員会などに積極的に参加します。
- ◇ 区（自治会）の女性役員の積極的登用に努めます。
- ◇ 事業所では、女性従業員の能力発揮を促進していきます。



〔主要施策 13〕 地域の推進体制の強化促進

現状と課題

本市には、5地域に男女共同参画推進団体があり、その連絡調整を行う組織として、「安曇野市男女共同参画連絡協議会」があります。

5つの男女共同参画推進団体は、各地域を主な活動範囲として、地域に根ざした個性的な取り組みを行っていますが、反面、男女共同参画施策を全市一体的に推進していくためには、団体ごとに類似事業の役割分担を整理するなど、活動体制の強化に向けた取り組みを検討していくことも必要と考えられます。

また、本市では、男女共同参画の推進のための地域と行政のパイプ役として、指導者育成講座の修了者などを「安曇野市男女共同参画コミュニケーター」に委嘱しています。今後も、本市の男女共同参画の推進の担い手であるコミュニケーターの育成と活動への支援を強化していく必要があります。

施策の方向

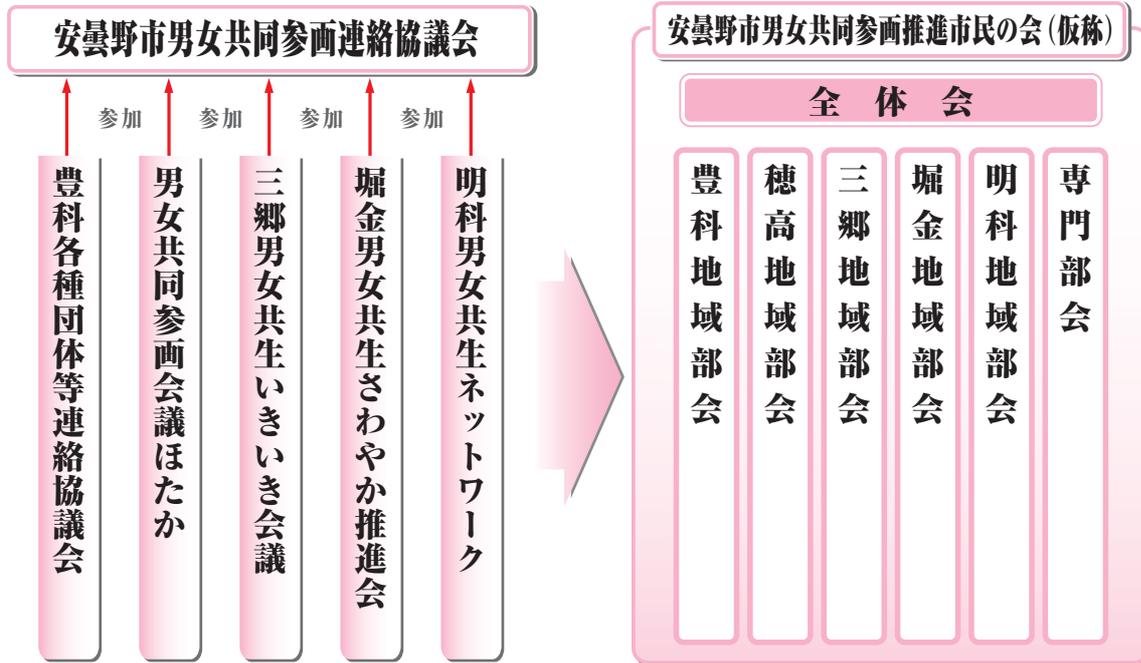
男女共同参画推進団体の活動支援と、男女共同参画推進リーダーの育成を図り、地域における男女共同参画推進体制の強化を促進していきます。

主要事業

項目	概要	担当課
推進団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇各男女共同参画推進団体の地域に根ざした取り組みを支援していきます。 ◇全市的な男女共同参画推進体制の強化を図るため、各団体の合併による組織再編を促進していきます。 	人権男女共同参画課
男女共同参画推進リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域での男女共同参画に関する啓発・実践活動の推進リーダーとして、「安曇野市男女共同参画コミュニケーター」の育成・活動支援を図ります。 ◇男女共同参画を推進するリーダー的人材の育成を図るシリーズ講座の実施を検討します。 	人権男女共同参画課



推進団体の再編強化イメージ例



市民の取り組み

- ◇ 男女共同参画推進団体の活動を推進します。また、各地域の団体の連携に努めるとともに、組織の再編強化を検討していきます。
- ◇ 男女共同参画の地域リーダー養成講座等に参加します。
- ◇ 「安曇野市男女共同参画コミュニケーター」として、実践活動を進めます。



〔主要施策 14〕 市の推進体制の強化

現状と課題

市民からの相談は、人権男女共同参画課（人権や男女共同参画全体に関すること）、児童保育課（子育てやDV等に関すること）、地域包括支援センター（高齢者介護に関すること）など、各セクションで随時受け付け、関係部局・関係機関が連携しながら対応を行っています。また、相談日を設けた専門的な女性相談等も行っています。今後も、各相談機関が連携を一層強化し、相談を充実していくことが必要です。

本市では、学識経験者や関係団体、公募市民からなる「安曇野市男女共同参画推進審議会」を組織し、男女共同参画に関する調査、審議等を行っています。

庁内は、男女共同参画の主要な事務事業を行う担当課として人権男女共同参画課を配置するとともに、「安曇野市男女共同参画庁内推進本部」を設置し、子育てや教育、商工労政など男女共同参画施策に関わる各部課の横断的な調整を行っています。

こうした体制のもと、各種行政サービスの提供や日常業務を、広く男女共同参画を推進する観点に立って進めるとともに、その成果を継続的に検証し、必要に応じて改善を図っていくことが必要です。

施策の方向

男女共同参画に関する相談体制の強化を図るとともに、広く男女共同参画を推進する観点に立って、業務の推進・検証・改善を図っていきます。



主要事業

項目	概要	担当課
相談体制の強化	◇プライバシーや個人情報の保護に留意しながら、各相談部門での適切な相談の実施に努めます。 ◇男女共同参画に関する悩み・不安に適切に対応できるよう、女性相談員の確保・充実を図ります。	人権男女共同参画課・児童保育課等
男女共同参画推進審議会の開催	◇男女共同参画推進審議会を開催し、男女共同参画に関する調査、審議等を進めていきます。	人権男女共同参画課
男女共同参画庁内推進本部会議の開催	◇男女共同参画庁内推進本部会議を開催し、男女共同参画に関する企画調整等を進めていきます。	人権男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った市政運営の推進	◇市政の各段階で、男女共同参画の視点に立った市政運営の推進を図ります。	企画政策課
男女共同参画関連事務事業の推進体制の強化	◇平成24～27年度にかけて、本庁舎等の建設整備を進めており、これにあわせて、男女共同参画関連事務事業を推進していく組織の再編を図っていきます。	人事課・行政改革推進室

市民の取り組み

協働のまちづくりの観点から、市政に積極的に参画していきます。



1 数値目標設定の前提

本計画では、国や県の男女共同参画計画や、本市の関連計画との整合を図りながら、施策の推進や目標の達成の目安として、数値目標を設定します。

数値目標設定の考え方

- ① 数値目標の設定になじまない分野もありますが、わかりやすく、評価しやすい計画にするために、可能な限り数値目標を設定することに努めます。
- ② 施策・事業の推進状況などを示す「活動指標」と、市民意識や社会状況の変化の度合を示す「成果指標」を設定します。
- ③ 国や県で、数値目標が示され、本市がそれを下回った状態にある時は、国や県の目標値をめざすことを基本に設定します。

2 数値目標

〔政策目標1〕 男女共同参画を学ぼう

数 値 目 標				
項 目	平成 23 年度実績	平成 29 年度目標	指標の根拠	区 分
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	76.2%	100%	国 64.6% (21 年) → 100% (27 年度)	成果指標
性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	56.8%	70%	県 59.2% (21 年度) → 70% (27 年度)	成果指標
人権教育の年間延べ参加者数	2,482 人	3,100 人	安曇野市生涯学習推進計画	活動指標
企業人権推進協議会加盟事業所数	54 事業所	60 事業所	担当課による設定	成果指標

〔政策目標2〕 仕事と生活の調和を実現しよう

数 値 目 標				
項 目	平成 23 年度実績	平成 29 年度目標	指標の根拠	区 分
男女の賃金格差を感じている市民の割合	52.0%	30%	安曇野市アンケートをもとに担当課が設定	成果指標
女性雇用者数に占める再雇用実績数(単年度)	3.4%	10%	安曇野市アンケートをもとに担当課が設定	成果指標
育児休業取得者数に占める男性の割合	12.8%	20%	安曇野市アンケートをもとに担当課が設定	成果指標
家族経営協定締結農家数	107 件	113 件	安曇野市農業・農村振興計画	成果指標
ファミリーサポートセンター登録者数	1,056 人	1,500 人	担当課による設定	成果指標

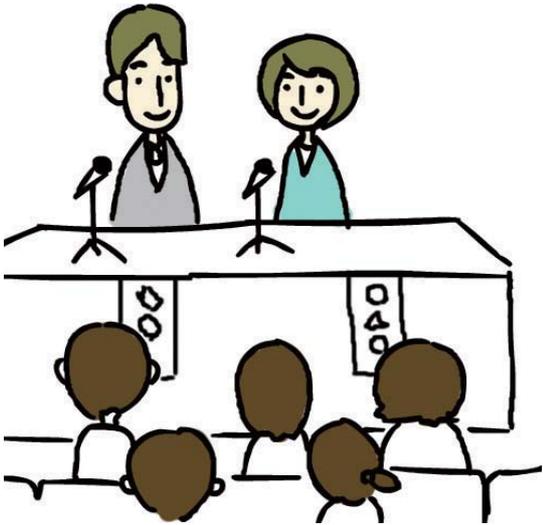
〔政策目標3〕安心して暮らせる地域を創ろう

数 値 目 標				
項 目	平成 23 年度実績	平成 29 年度目標	指標の根拠	区 分
D V 関連の年間相談件数	130 件	減らす	担当課による設定	活動指標
女性の特定健康診査受診率	36.3%	60%	安曇野市第2期特定健康診査等実施計画	活動指標
乳がん検診受診率	13%	25%	担当課による設定	活動指標
子宮がん検診受診率	12.4%	25%	担当課による設定	活動指標
外国人支援相談件数	998 件	830 件	安曇野市生涯学習推進計画 (平成 29 年 1,500 件の目標を近年の外国籍住民の減少傾向にあわせ本計画で見直し)	活動指標

〔政策目標4〕 推進するしくみを強化しよう

数 値 目 標				
項 目	平成 23 年度実績	平成 29 年度目標	指標の根拠	区 分
市の管理・監督職員に占める女性の割合	17.2% (24 年 4 月)	25%	担当課による設定	成果指標
地区公民館長に占める女性の割合	3%	10%	担当課による設定	成果指標
審議会・委員会などに占める女性委員の割合	27.9%	35%	国 23.3% (21 年) → 30% (27 年度)	成果指標
女性の役員がいる区の割合	—	10%	担当課による設定	成果指標
市立小中学校の P T A 会長に占める女性の割合	0 %	10%	県 22% (22 年 4 月) → 10% (27 年度)	成果指標
市内事業所の女性管理・監督職従業者の割合	17.6%	25%	安曇野市アンケートをもとに担当課が設定	成果指標





A decorative graphic consisting of a horizontal row of five overlapping diamonds. The central diamond is the largest and is filled with a dark gray color, while the four surrounding diamonds are smaller and filled with a lighter gray color. A white dotted line runs horizontally through the center of all diamonds. The text '參考資料' is centered within the largest diamond.

參考資料

安曇野市男女共同参画推進条例

平成20年12月25日条例第41号

私たちの安曇野市は、全国に誇れる豊かで清らかな水と緑、澄んだ空気、里山や川など自然環境に恵まれた地域にあって、古くから伝わる伝統文化や文化財を大切に受け継ぎながら、独自の産業と文化を育んできた。

市民一人ひとりがお互いを思いやり、誰もが性別により差別されることなく、健康で安心して暮らせる社会を目指し、新たなまちづくりへの取り組みが始められている。

しかし、社会経済情勢の急激な変化や情報技術の急速な進歩などにより、私たちを取り巻く環境も大きく変化し、家族や地域のあり方も多様化している。その中で、都会と異なる農村地域として課題も多く、また、依然として人々の心の内面に役割分担意識や地域・職場等にある性別による固定的な制度・慣行が根強く残るなど、実質的な男女の平等があらゆる分野で確保されているとはいえない状況にあることから、男女共同参画社会の実現を目指してさらに具体的な施策に取り組んでいく必要がある。

ここに、誰もがお互いの人権を尊重し、認め合いながら責任を分かち合い、自らの意思によって、家庭・地域・職場・学校など、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画の機会が確保され、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に係る基本理念並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において、営利・非営利を問わず事業活動を行う者及び団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内の保育から教育に携わるすべての者及び団体をいう。
- (5) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会をより積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は次のとおりとし、当該各号に定める事項に基づき推進しなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に認め合い個人としての能力を発揮する機会が確保されること等男女の基本的な人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度・慣行についての配慮 性別による役割分担意識に基づく社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 政策などの立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、その多様な考え方が反映できるよう、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を果たし、家庭生活と就業、地域活動その他の社会的活動が両立できるよう配慮されること。
- (5) 生涯にわたる性と生殖を尊重し健やかに暮らせる社会の形成 男女が互いの意思を尊重し、妊娠及び

出産等の生殖並びに性について、生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されるよう配慮されること。
(6) 国際社会との協調 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを踏まえ、国際社会の動向並びに多文化の共生に配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、推進施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関して男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不快感を与えることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

3 何人も、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス（配偶者及び親しい関係にある、又はあった異性に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させるような表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度推進施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しなければならない。

(基本的施策)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成を促進するため、次に掲げる基本的な施策を行うものとする。

(1) 基本理念をはじめ男女共同参画計画に対する市民及び事業者の理解を深めるため、多様な機会を捉え広報啓発活動の充実を図ること。

(2) 男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 農林水産業、商工業等の自営業に従事する男女が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めること。

(4) 推進施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めること。

(5) 附属機関等の委員等を任命等する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めること。

(6) 市民及び事業者が男女共同参画の推進に関し行う活動に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めること。

(推進体制の整備)

第13条 市は、推進施策を実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(提言等の申出)

第14条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、提言又は意見があるときは市長にその旨を申し出ることができる。

(被害者の相談)

第15条 市は、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによって人権が侵害された者から相談があったときは、関係機関と連携を図り、適切に対応するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第16条 男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査及び審議をするため、安曇野市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じて市長に対して提言を行うことができる。

- (1) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長の諮問に応じて答申すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に係る課題の把握に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に必要な施策に関すること。
- (4) 男女共同参画計画に基づいた施策の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(委員)

第17条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 公募により選考された市民
- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第19条 審議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第17条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(安曇野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 3 安曇野市特別職の職員等の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

法制度や国際会議の年表

西暦	年号	国連関係	日本
1975	昭和50年	国際婦人年（1972年国連総会で宣言）（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ）：「世界行動計画」採択 国連第30回総会：「国連婦人の10年」（1976～1985年）決定	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置
1976	昭和51年		「民法」改正（離婚後の姓の選択自由）
1977	昭和52年		「国内行動計画」策定
1979	昭和54年	国連第34回総会：「女子差別撤廃条約」採択	国際人権規約批准
1980	昭和55年	「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）（コペンハーゲン）：「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名 「民法」改正（配偶者の法定相続分3分の1を2分の1に引き上げ）（昭和56年施行）
1981	昭和56年	ILO第67回総会：「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号）」（家族的責任条約）「同勧告（同165号）」採択 「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定
1982	昭和57年	「女子差別撤廃委員会」（CEDAW）設置	
1984	昭和59年		「国籍法」「戸籍法」改正（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（昭和60年施行）
1985	昭和60年	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）（ナイロビ）：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消 国民年金法の改正（女性の年金権確立）（昭和61年施行） 「男女雇用機会均等法」公布（昭和61年施行） 「女子差別撤廃条約」批准
1987	昭和62年		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1989	平成元年	国連第44回総会：「児童の権利条約」（児童の権利に関する条約）採択	「学習指導要領」改訂（中学・高校における家庭科の男女共修等）
1990	平成2年	国連経済社会理事会：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991	平成3年		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 「育児休業法」公布（平成4年施行）
1993	平成5年	国連世界人権会議：「ウィーン宣言及び行動計画」採択 国連第48回総会：「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校で家庭科が男女必修になる 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布・施行
1994	平成6年	ILO第81回総会：「パートタイム労働に関する条約及び勧告（第175号）」「同勧告（第182号）」採択 国際人口・開発会議：「カイロ宣言」採択 「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）決定	高校で家庭科が男女必修になる 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定
1995	平成7年	世界社会開発サミット：「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 第4回世界女性会議（北京）：「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）（一部平成11年施行） 「家族的責任条約（ILO156号）」批准
1996	平成8年		「優生保護法」（母体保護法）改正 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997	平成9年		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正（平成11年施行） 「介護保険法」公布（平成12年施行）

西暦	年号	国連関係	日本
1999	平成 11 年	女子差別撤廃条約選択議定書採択	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・ポルノ禁止法）公布・施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「労働者派遣法」改正 「食料・農業・農村基本法」公布・施行 「少子化対策推進基本方針」決定 「重点に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）策定
2000	平成 12 年	国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク）：「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 国連安全保障理事会：「女性・平和・安全に関する決議第 1325 号」採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）公布・施行 「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）公布・施行 「男女共同参画基本計画」策定
2001	平成 13 年		男女共同参画会議設置 男女共同参画局（内閣府）設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）公布・施行（一部平成 14 年施行）
2002	平成 14 年		「育児・介護休業法」改正（仕事と家庭の両立支援策の充実）
2003	平成 15 年		「母子及び寡婦福祉法」等改正（母子家庭等の自立促進） 「少子化社会対策基本法」公布・施行 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行
2004	平成 16 年		「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の充実） 「育児・介護休業法」改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（平成 17 年施行）
2005	平成 17 年	第 49 回国連婦人の地位委員会「北京 +10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）開催	刑法等の改正（人身売買罪の新設） 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定
2006	平成 18 年		「労働安全衛生法」等改正（労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等） 「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大）（平成 19 年施行）
2007	平成 19 年		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）改正（平成 20 年施行） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（平成 20 年施行） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008	平成 20 年	国連安全保障理事会：「武力紛争下の性暴力防止に関する決議第 1820 号」採択	ILO 条約勧告適用専門委員より勧告（男女同一価値労働同一報酬の原則規定のための法改正措置等） 「児童福祉法」「次世代育成支援対策推進法」改正（平成 21 年施行他）
2009	平成 21 年	国連安全保障理事会：「武力紛争下の性暴力根絶に向けた取り組みを促進する決議第 1888 号、1325 号の実施加速に向けての決議第 1889 号」採択 ILO 第 98 回総会「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」開催	「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等）（平成 22 年施行他） 女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表
2010	平成 22 年	第 54 回国連婦人の地位委員会（北京 +15）開催（ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
2011	平成 23 年	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足	

策定の経過

年月日	事項	備考
平成 23 年 7～8 月	男女共同参画に関する安曇野市市民意識調査・事業所アンケート調査の実施	
平成 24 年 6 月	平成 24 年度第 1 回安曇野市男女共同参画推進審議会を開催	策定方針等について協議
平成 24 年 8 月、9 月	男女共同参画推進団体・推進者・女性企業家団体へのヒアリングの実施	
平成 24 年 11 月	関係各課へのヒアリングの実施	
平成 24 年 11 月	平成 24 年度第 2 回安曇野市男女共同参画推進審議会	第 2 次安曇野市男女共同参画計画についての諮問
平成 24 年 12 月	平成 24 年度第 3 回安曇野市男女共同参画推進審議会	第 2 次安曇野市男女共同参画計画についての答申
平成 24 年 12 月	安曇野市男女共同参画庁内推進本部会議	
平成 25 年 1 月	パブリックコメントの実施	
平成 25 年 2 月	安曇野市男女共同参画庁内推進本部会議	第 2 次安曇野市男女共同参画計画の決定

区分	氏名	所属等		
公募	湯澤力三			
	曾根原美奈子			
	新井裕子			
関係団体の代表及び識見者	関係団体の代表者	内川勝治	安曇野市区長会	
		小松盛次	安曇野市農業委員	平成24年10月28日まで
		宮澤貞仁	安曇野市農業委員	平成24年10月29日から
		尾台輛一	人権擁護委員	副会長
		増田早苗	民生児童委員	
		板花正廣	民生児童委員	
		幅明洋	安曇野市校長会	
		中田茂	安曇野市商工会工業部会	
		森田純子	安曇野市商工会女性部	
		中村阿い子	社会教育委員	
		北澤敏子	JA あづみ女性部	
		伊藤香	安曇野市PTA連合会	
	識見者	白井咲子		会長
		柳原和男		
		北林澄子		

～ウィズ安曇野プラン～

第2次 安曇野市男女共同参画計画
(平成25年度～平成29年度)

平成25年3月発行

発行 安曇野市

編集 安曇野市総務部人権男女共同参画課

安曇野市豊科4932番地46

電話 0263-71-2000

